

第十三回国会 衆議院 労働委員会 議 録 第 十 七 号

昭和二十七年五月二十二日(木曜日)
午前十時三十二分開議

出席委員

委員長 島田 末信君
理事倉石 忠雄君 理事福永 健司君
理事船越 弘君 理事森山 欽司君
理事前田 種男君

出席國務大臣

天野 公義君 三浦實之助君
柳澤 義男君 山村新治郎君
石田 一松君 川崎 秀二君
熊本 虎三君 柄澤孝子君
青野 武一君 中原 健次君

労働大臣 吉武 恵市君
出席政府委員
特別調達庁長官 根道 廣吉君
労働政務次官 薄口 三郎君
労働事務官 (労働局長) 賀來才二郎君
労働基準監督官 (労働基準局長) 龜井 光君
労働事務官(婦人少年局長) 藤田 たき君

委員外の出席者
専門員 横大路俊一君
専門員 濱口金一郎君

五月二十二日
委員稻葉修君辞任につき、その補欠として川崎秀二君が議長の名で委員に選任された。

本日の会議に付した事件
労働関係調整法等の一部を改正する法律案(内閣提出第二二〇号)

労働基準法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二二号)
地方公営企業労働関係法案(内閣提出第二二三号)

○島田委員長 これより会議を開きます。

前会に引続いて労働関係調整法等の一部を改正する法律案、労働基準法の一部を改正する法律案及び地方公営企業労働関係法案を一括議題といたしまして、質疑を続行いたします。熊本虎三君。

○熊本委員 この前私が資料の提出方をお願いしておたのですが、まだ私の手元に参りませんので、それに関する部分は次会まで留保させていただきます。そのことを前もってお断りしておきます。

まずお尋ねしたいことは、特別調整委員任命の問題であります。これは公聴会等でもいろいろ意見が出たようであり、現在の中央労働委員会の強化によつて、屋上屋を架するがごとき調整委員という特別なものを任命する必要がある、こういう意見が強いようであり、私自身もまたそう考へておりますが、あらためて大臣の御答弁を求めたいと存じます。

○吉武國務大臣 特別調整委員の制度は、実はいざという場合の予備委員の意味でつくつておるのであります。これも労働法制審議会等の意見の結果採用した事項であります。現在の労働委員だけでもやれないことはないであ

りましようが、予備に日ごろからつくつておくということが、いざという場合に役立つという考え方なのであります。

○熊本委員 そうなつて参りました場合に、どうしても現在の中央労働委員の機能及び心構えに影響が起るのではないかと、実際法制上の問題は別といたしまして、中央労働委員会の機能等に制約をされるものがあり、さらに進んでは、あれほど積極的に日本の労働問題に關してみずから責任を感じて行つております中央労働委員会の志気にも影響が起ると、私はあくまでそう思ふのでございますが、その点さらにあらためて大臣のお考え方を承つておきたいと思ひます。

○吉武國務大臣 特別調整委員の件は、中央労働委員会と別個に運営するつもりはございません。一体化して行くつもりでございます。ただ日ごろから予備として置いておくという程度のものでございまして、その点の御心配はないと思つております。

○熊本委員 次に御尋ねいたしたいことは、昨年一箇年間に於ける中央労働委員会が扱いました三十三事件の事案について、それに要しました事件発生以来解決までの平均日数はどのくらいになつておるかということでございます。

○吉武國務大臣 中央労働委員会が扱いましたものの平均をとつてみますと、大体五〇・四日でございます。五十日ないし五十一日ぐらいの間だつ

たと覚えております。

○熊本委員 それは中央労働委員会の手にかかりましてからの平均の数字だろうと承りました。ところが要求を決議してから、両者相互間の努力の期間、さらにまた仲裁並びに調停案が出ましてからその諸々の期間があるわけでございます。これらのものを通算した何か計数がございましたら、その点をお知らせ願ひたいと思ひます。

○實業政府委員 ただいま大臣から申し上げました数字は、労働委員会に調停申請がなされた後からの調停でございます。その以前に要求が出て会社と自主的交渉をしておる期間についての調べたものはございません。この五十日は調停申請がありましてから妥結をいたしました日までの日数でございます。

○熊本委員 公聴会におきます藤田君の調べによりますれば、三十六件を平均いたしました。組合から要求を出して調停にかかるまでの間に四七・二、それからこれを受理して調停案を出すまでに五一・四、さらにこれに關する諸々の期間がございまして、これが一九・二、こういう平均数字になつておるといふことが発表されました。そこで私は公益委員である藤林氏にこのことについて質問いたしましたところ、確固たる計数は持つておらないが、大体藤田さんの申されたことは、私の考へ方をもつていたしまして多くの間違ひはない、こういう裏づけがあつたわけでありまして、この三十六、

七件の起りました事案を平均いたしました。と、百日の期間を要しておるといふことに相なるかと存じます。その三十数件の事案中で、調停期間中に実力行使をやつたものがあるかどうか、制限の有無にかかわらずそういう事案があつたかつかつたかということについて、労働省はどういう数字を持つておられるか、お尋ねしたいと存じます。

○實業政府委員 三十日の冷却期間を経まして調停案が出るまで、あるいは出てから具体的な再交渉なりあつせんが、あります前に実力行使をやつた件数が幾らかということにつきましては、今その数字を手元に持つておりませんが、私の記憶するところによりまして、二十五日以降におきましては、調停案が出ますまでにやつた例はほとんどないようであります。しかしながらそれ以前の期間におきましては、たとえば電産におきまして冷却期間が過ぎた、ところが依然調停委員会に進行いたしておりました、それが二十日も一月もかかる、これでは困るというので、調停案を促進させるためのストライキというものを実施した例はあると記憶いたしております。

○熊本委員 二十五年以前においてはあつたようであります。二十五年以降以降はそういう事態はなかつたという御答弁でございます。中央労働委員会の方からの御説明を聞きましてその通りでございます。

そこで終戦後の労働運動は幾多の変

選を来しておりますし、特に二・一ゼ
ネスト以前における労働問題というも
のが、正常なる労働組合主義に立脚し
たものであるかどうかにつきましても
は、率直に申し上げまして私ども遺憾
に考へております。しかしながらその
後の日本の労働運動は、ようやく反省
すべきは反省し、大綱としては正常な
る労働組合主義に立脚した合法的なる
運動をやる方向に向つてゐる、このこ
とは、今の統計を見てもわかりますよ
うに明白なる事実だと考えます。それ
を思ひますときに、今度の労働法の改
正がはたして時宜に過ぎたものである
かどうかということに、私はさらに疑
義を深くするものでございませう。従つ
て私は、労働運動が自主的に自省いた
しまして常道へ返りつつある際に、た
とえば十八條のごとくに、過去におけ
る一つの政策に使用されたといふこと
が單に労働組合の責任のごとくに規定
されて、その上に立つたいわゆる申請
却下権というやうなものをここにあら
ためてつくるというやうな方法は、最
も時代に反したる改正案であると私は
考へるのでございませうが、その点につ
いて関係者はどうお考えになります
か、お尋ねしたいと存じます。

〇吉武国務大臣 熊本さんのお話の通
り、日本の労働組合のあり方がだんだ
ん正常化しつつあるという点は、私も
率直に認めるのであります。しかしな
がらそれでは今日の労働運動のあり方
について、全然心配の向きがないかと
いわれますと、熊本さんたちはその御
確信はあるようでありませうけれども、
まだそう言い切れないものがあるのも
はないかと私は思ふのであります。し
かし多少心配はあつてもはつておいて

いいのではないかと云われれば、そう
いう御意見も立つてありませうけれ
ども、占領下は御承知のようにGHQ
の権威がございまして、また二・一
ゼネストの際におけるマツカーサーの
声明等も生きていたという事情下にあ
つたがために、だん／＼と心配の向き
が少くなつたといふ点も考えられるの
であります。でありますから、独立後
における日本の経済自立がとにかく要
請されるべきであるし、また今までは
GHQの権威があつたが、今度は日本
国自体において考へて行かなければな
らないといふ点を考えますと、心配が
ありますが、現に心配の向きもある。一方
においては組織労働者を常に虎視た
んとしつゝねらつてゐるものがある
といふことになりませう、必要な措置を
講じておくことが大切ではないかと存
するわけでありませう。

それから却下の点につきましても、
前々から申しますやうに、公益事業等
につきまして冷却期間のあるのは、い
きなり争議に入つて一般大衆に迷惑を
かけるというよりも、その間にできれ
ば調停なりあつせんなりして話をつけ
ようという意味で、冷却期間があるわ
けであります。今日まで行われまし
た実績は、労働委員会に關係のある方
は、労使を問わず、みんな異口同音に
あれは無意味な規定になつてしまつ
た、こう言われておるわけでありまし
て、何とかあれを有効に利用する方法
はないものかといふところから、労務
法制審議会みずからこの却下の制度を
考へられたわけでありませう。ただ運用
を誤れば何の法律だつて悪いにきまつ
ておりますが、運用を誤りさえしな

ければ、この法の制度がかえつて自主
的に解決をさせて行く道ではないだろ
うか、かように思ふわけでありませう。
それで、労働委員会が却下することであ
りますから、その点は抽象的に考へま
すと、むやみに却下して労働運動を
抑圧しやしないかといふ御心配はある
であります。けれども、労働委員会
は三者構成でありますし、いずれは自
分のところに持ち込んで話をつけなけ
ればならぬといふ責任を感じておるの
でありますから、皆さんが御心配に
なるやうにこれを濫用することは、ま
ずできないものじやないか。それで一
応はまず話を付けてごらんになつたら
どうですかといふことで返して、その
間に労働委員会では両方の意見を非公
式に聞くなり、あるいはあつせんをす
るなりして、大體問題はこういふこと
にあるなといふことを見て引取ると
いふこともあることでありますから、
私はさう御心配はいらぬのじやないか
と考へております。

〇熊本委員 大臣の言われることは、
相当私と同じやうな点があるわけなん
ですが、ただ言われませうに、従来
も行われて来たさういふ却下というよ
うな、しかつめらしく官僚的な字句を
もつて、制度の上に法制化するといふ
やうないやらしいことをしなくても、
機軸せずと考へれば、中央労働委員
会は両者に相談して、努力を要請した事
という文字を法文上入れて、いかにも
天くだり主義的な圧迫感を抱かせるよ
うなことを自体が、私はむだじやないか
といふ考へ方でありませう。なお労働運
動にも、私どんなに申しまして、こ
とごとくがさうであつて、行き過ぎが

それから組合法に關係いたしまして、占領下の問題をとりたててのお話であります。私は必ずしも占領下の権威によつてものが片づけられたことがよいと言つてゐるわけではございませんで、そういう事実のもとにあつたといふことをお話ししておるわけでありませう。これも熊本さんのように、体験を通じて正常化をはかることも確かに必要であります。しかし体験を経ることにおいては、特に独立後における日本が一本立ちをして行かうといふときには、よほど慎重に考えなければならぬものと思ひます。従ひまして私どもは、今度の企図したこの法制は、決して労働組合にとつて悪くなるとは思つていない。これは立場が違ふから御批判は自由であります。こうすることにおいて組合が正常化され、また労働條件は労働者の言ひになり、全部が全部通るといふことは、調停委員会の議を経てやることでありますから、そういうふうにはならないかもしませんが、三者構成の労働委員会が間に入つて問題を解決して行くといふことであれば、結論から申して、労働者にはそう不利にならないという感じを持つております。

頭強なる利益追求の觀念から、逆に労働組合が追い込まれておる場合が多いと思ふ。そのことについて何らの措置も講ぜられなくて、このままで行きますと、それらのすべては労働組合のみが責任を負つて、これを逆用しておる、だからこういう無理をしなければならぬといふことに相なるわけであつて、その点にはまだ残念しなくてはなりません。従つてこの前も変な質問をいたしまして、なぜ警察官に拳銃を持たせるのかといふことまで言つたようなわけで、この問題が悪化すればストに訴えるかもしれないといふことで、経営者はいや／＼ながらも解決に乗り出すのです。もし国家社会を考え、国民生活に及ぼす影響等を考へて問題を処理する経営者があるとするならば、事例をあげてお知らせ願ひたい。その考え方の程度はいくら／＼あるかと存じますけれども、みずからの経営の利害關係によつて、問題を長引かせたり悪化せしめたりする原因は、おおむね経営者にあることは、私も断言してはばかれない。労働者の罷業権といふのは、最悪事態の最大の権利であつて、これをやす／＼と潰くことは労働者にいかなる利益があるか、そのくらのことは、今日の労働組合の指導者の大半は考へておるはずである。他意をもつてする特定のものののみ、これを逆用して何もものかにならうといふことはあるかもしれませんが、少くとも労働運動の指導者にして、争議の結果がどうなるか／＼のものを考へず、むやみやな争議に突入することを好む者はないであらう。多少は考え方の上に相違はあるにしても、大局的に言へば、そうあるべきが今日の労働運動の指導者であると、私は信じます。そうして、こういう問題が起るのには、経営者側があまりにもみずからの利害にこだわつて、でき得るならば少しでも出さまい、でき得るならば労働条件の向上はどこかで食い止めたといふ考へ方、悪徳といふ言葉をもつて表現すること、は当然ぬかもしれませんが、経営者の考へはそこにあるわけではございませんから、その点に御考慮がなされないと、正常なる労働組合運動に、そのことのために必要以上の不安と、必要以上の尖鋭化を来す、かように私は考へます。その点については残念ながら意見の一致を見ない次第でございます。もう御答弁の必要はないかと存じます。

次に、三十五條の二に、公益事業及び規模の大きい産業の争議で、特に国民生活に影響があるものと決定したときといふことになつておりますが、一体どういふふうな機関で決定されるのか、それが法文上出ておらぬと思ひます。ただ大臣が決定したときとは、いふのでありますが、大臣一人でおきめるのか、どういふ機関でやられるのか、その点を伺つておきたいと思ひます。

○吉武国務大臣 これは前にも申し上げましたように、そういう緊急な事態に立至りましたとき、これははつておけないといふ認定を労働大臣がいたします。労働大臣がいたしますつきましては、これは政府の責任においてやることでありますから、もちろん政府にはかつてやることでありまして、主務大臣の責任において決定をいたしましたら、これを発表すると同時に、労働委員会にその調停、あつせん

あるいは事実調査を依頼することになつております。

○熊本委員 その際に、生命を打ち込んで日本の労働行政に精進しております中央労働委員会の意見しんしやくといふようなことが何もないわけでありませう。これらの機関があれば熱心に問題を処理されておりますのに、この決定に対しては政府の責任であるから、政府部内でこれを決定し、中央労働委員会にはその依頼をする、こういうことでは、民主的な労働行政の処置についてはまだ不満足であります。それが、それらの点について御勘案になつたことがあるかどうか。

○吉武国務大臣 ごもつともな御意見であります。また公聴会等で聞いておられますと、そういう考へを述べられている方もございます。また必ずしもそれに賛成されない意見もあつたように思ひます。要するにそういう非常の事態は、はつておくといふ非常の事象は、政治の問題でありますから政府の責任でやるべきではないかと、私は思つております。民主的なといふ点からおつしやれば、中央労働委員会等の意見を聞くという方法もあるであらう。しかし実際の場合に労働委員会の代表の方がこれははつておいては困るなと個人的にはお考へになりまして、従来経験から見ても、それは緊急調整にかけたいのだという意思を表明されることは、おそらくむづかしいのじやないかと思ひます。労働委員会は三者構成でありますから、労働委員の代表の方は皆反対される。そうすると勢い使用者側の代表と公益代

表とで、どうもこれははつておいては困るでしようから、私の方でやりましようという意思決定をされる。公正で信頼をせらるべきである労働委員会が、初めから労働側の委員と対立したままではその事件を受けられるといふことは、私は非常に問題なむづかしいしはしまいかと思ひます。もちろん労働大臣が発動する場合においては、各方面の意見もいろいろ聞いて発動することは、政治のあり方として当然なことでありまして、私自身が、個人的に考へてすぐやるといふことはあり得ないことであります。それを労働委員会に責任を分担して意見を聞くといふことは、文字の上においては非常に民主的に見えますけれども、実際の面になりますと、それがかえつてあとでまとめる場合に災ひする。この間の公聴会でもありましたように、労働委員会というものは、できるだけ政府から独立して、政府の意図によつて左右されたいふことなしに、もし問題をもち込まれたら公正な判断をもつて治めて行く。そこで初めて労働者側も信頼するといふ行き方をとりませんと、こういうものを発動する際に、労働委員会の意見を聞くといふことは、どうもあり／＼と結果が目に見えておるわけでありまして、この点は十分お考へ願ひたい。

○熊本委員 一々もつともな御答弁でございますが、そのために公益委員といういづれにも属しない、労使の承認する特別の委員がございます。従つてこういう労働問題において、政府並びに官僚がこれに介入するような考へ方をせしめるような法案の出し方は、政府としてはまだ残念ではないか。

私どもは、それができるだけ民主的に公平に行われるという社会的信頼こそが、問題解決のかぎであると思う。そのためにこそ公益委員というものも選任されておるわけであつて、それにお

気づきのないはずはない大臣が、ことさらにそれを抜かして、労使の両者、利害のある方々ではまともなぬという御意見は、はなはだ何かまだ他意があるのではないかとすら、私疑わざるを得ない。私どもといたしましては、何でもかんでも反対しようという目的をもつて反対するのじやなくて、日本の独立後の経済逼迫の折から、いかなる労働行政のあり方が日本再建に最大の寄與をするものであるかという観点に立つて、ものを論じたいと考えておる。従つてそういう場合においては、大臣といたしまして、もう少し親切に——何でも通したいためにものを論ずるといふ答弁の仕方は、はなはだ残念だと思ひます。

さらに次に移ります。三十九條、四十條の罰則でございますが、元の法による三十九條、四十條、四十一條、四十二條という罰則関係の規定は、おおむね経営者の不当労働行為に関する規制が多かつたわけでございます。ところが今度改正されました法案によりますと、この三十七條及び三十八條に基づくものに対して違反したものとすることになっておりまして、それは一方だけとは書いてありません。しかしそれを犯しそうなものはことごとく労組である。従つて今度の罰則改正は、おおむね労組関係を対象として定められた罰則になつてしまつて、経営者の不当労働行為に対する規制が、どこかへ隠れておると私は見るわけござい

ますが、その点いかがでございませうか。

○賃率政府委員 不当労働行為に關する従来の規定は、たとえて申しますと、調整中に労働者がなした発言を理由といたしまして労働者を解雇し、その他不利益な取扱いをすることができないう禁止規定がありまして、それに伴います罰則がありましたが、この点は組合法の七條に移しまして、不当労働行為の一つといたしまして、その規定によりまして救済方法をとることになつたのであります。従いまして、ただ不当労働行為にまともて移したというのでありますから、実体においてはかわらないのであります。

○熊本委員 そうしますと、この調整法の改正に基くものは、結果論としては労働者を対象とした罰則である、こう解釈してよろしいかどうか。

○賃率政府委員 この緊急調整あるいは冷却期間の違反に關する規定につきましては、従来もやはり罰則がついておつたのであります。従来の罰則は団体罰でありましたものを、従来の経験からいたしまして、個人罰にかえたのであります。

○熊本委員 個人罰ということになりますと、これははなはだ重大問題でございます。要するに冷却期間中に爭議行為に移るといふのは、一人じやございませぬ。千人おれば千人、二人おれば二人が決議の上でやると私は解釈いたしますが、そういう場合に個人処罰ということになりましたならば、一体どういふ形で処罰されますか。それを承つておきたいと思ひます。

○賃率政府委員 個人罰にかえしました

が、裁判の取扱いといたしましては、結局情状ということも酌量されますし、公正なる決定が裁判所においてなされるものと考えております。

○熊本委員 そうしますと、労働省が提案した趣旨は、もちろん裁判所によります判決あるいは情状酌量等は考慮に入れられておるか知りませんが、その対象となるべきものは、二千人以上に、その定められました三万円なら三万円、五万円なら五万円という処罰を各個人別にしようという御意見ですか。

○賃率政府委員 違反行為をいたした者は、一応処罰の対象になるわけでありまして、しかしながら冷却期間の問題につきましては、中央労働委員会の請求を待つということは以前の通りであります。緊急調整に關する爭議行為の違反につきましては、これは中央労働委員会の請求を待つておりませんで、直接やれるのであります。が、やはり先ほど申しましたように、違反をいたした行為者全部は一応対象になります。しかしながら御指摘のような数の場合におきましては、裁判所におきまして、やはり主要なものに對しまして適当な、公正なる措置を講ずるものと考えております。

○熊本委員 はなはだもつてけしからぬと思ひます。そういうことに関し、條文上は個人的処罰ができるという方法にしておいて、あとは裁判所の裁量にまづなどというふうなべらぼうな法案はないと思ひます。要するにこの改正法案は、従来団体を対象にしたものを特に個人処罰に切りかえる。しかも先ほど言つておりますように、労働

法の七條に持つて来たと言われますけれども、普通における爭議行為以外の労働組合圧迫に關する不当労働行為については、これは削除されて、あ

りませぬ。従つて経営者側が日常やります労働組合に關する不当労働行為といふものについての具体的なものを作成して、要するに一方を庇護しておいて、そうしておおむねかかるであらうところの労働者を対象とするものに対して個人処罰に付する、あとは裁判所の裁量でやつてくれるなどというふうなべらぼうな法案は、私はないと思ひます。でありますから、そういうようなことがひそめられておるうちに、いかに正常にして合法的な運動をやらうという労働といふことも立つて、あらん限りの反対をしなればならない。こ

ういうふうなべらぼうな案を出されることは、まことに私は残念しくござります。この点はぜひともわれわれが修正するまでもなく、政府側において罰則等についてはいさぎよく改めて、條文の書き直しをさるべきではなからうか。そうしないと、先ほどから繰返して繰返し言ひますが、労働爭議い

ゆる実力行使に入る場合に、労働組合法が規制するがごとく、その決定すらも無記名投票によらなければならぬといふ形で行われる爭議を、個人対象に罰則をきめるなどといふことは不当千万なことである。もう一べんお答えを願ひたいと思ひます。

○吉武國務大臣 これはこの前も申し上げましたが、正常な組合は、熊本さんも御承知のように組合で民主的に討議をされ、決定をされて、そして代表の意思に基いて行動をとるといふのが

そのやり方であります。そうしますれば、勢いその団体の責任者が処罰されるという行き方は、これはおとしやる通りだらうと思ひます。しかし過去において行われました爭議は、熊本さんの言われるように行われた爭議ばかりではない。一昨々年でございまして、七

月に行われた国鉄の爭議、すなわち神奈川県で行われたあの問題、あるいは三鷹その他中央線で行われた爭議等は、国鉄の執行部ではストはやらな

いと決定しておつた。しかし末端で、いわゆる山ねこ爭議と言つておりますが、かつて次第に爭議をやるのであります。明らかに法がさういふことはやつちやいかにぬそといつて、公益保持の建前から爭議を一時とめて調停をしよ

うといふときに、かつて次第にやる、それが処罰されないといふのでは、何のために法律をつくつたかわからな

い。でありますから、やはりやつていけないといふことをあえて行う場合には、その行為者を処罰するといふことは、もう刑法法規の原則であります。ただお話をうに、たくさん者の

が一つの意思に基いて行われる場合には、それが組合の決定に基いて中央からの指令によつてやつたということになれば、情状酌量といふことは常識上

考えられますので、そういう場合にはおのずからその責任者が処罰されるであらうといふことを申し上げておるのでありますから、その点はひとつ惡意にお考えにならないで、御了承願ひたいと思ひます。

○熊本委員 せつかくの大臣のお言葉で、惡意に考えないようにとおつしやるけれども、法文にそれを書いておい

て悪意に考へるなという事は無理な
事です。もし言われるがごときこと
であれば、団体またはその首謀者である
とか、あるいはその指導者とかいうよ
うに、何かそこに識別をつけるべきで
あつて、法治国における法律の中で個
人対象という事を明記しておいて、
あとは酌量とか常識判断というよう
なことはなすべきことでない、私はそ
う考へます。これは意見の相違であら
ばやむを得ませんが、あくまでもねらい
はそこにあるとするならば、法文上に
それを明記すべきだ、私はさうに考
へますが、もう一ぺんお答え願ひます。
○吉武国務大臣 ただいま申し上げた
通りでございます。

○熊本委員 それでは次に移りまし
て、地方公営企業についてお尋ねいた
したいと思ひます。地方公営企業労働
関係法と公共企業体労働関係法との関
連性におきまして、公共企業の問題で
は仲裁裁定の問題にからみまして、せ
つかく官庁の労組の公益性にかんがみ
て罷業権を制約し、これにかわる救済
策として仲裁裁定の法文ができたわけ
でございますが、それが従来の実績
から見て、おおよそ一方が死文化され
ているわけでございます。それが今度
地方公営企業の第十條に現われている
ところでございますが、これが公共企
業体労働関係法の十六條並びに三十五
條の抵觸とともに、地方公営企業の問
題に対する支障があつてはならない。
従つてこれに対しては、これらの決議
や採択されたものがただちに効力を
発するようになりたい、かように考へま
すが、これについて御意見を伺つてお
きたいと思ひます。

○吉武国務大臣 これは私前にも申し
上げましたが、熊本さん御承知のよう
に、労働法上における仲裁制度という
ものは、仲裁が出るそれが両当事者
を拘束するというのが原則でありま
す。ところが国家の予算で決定される
問題あるいは地方の公共団体の予算で
決定される問題につきましては、もし
そのまゝを文字通りやるということに
なると、国会の予算の審議権まで拘束
することになるわけでありまして、地方
ならば地方議会の予算の審議権まで拘
束することになる。ですから三十五條
におきましては、両当事者を拘束する
という原則はもちろんですたつておりま
すが、但し十六條に該当する場合はそ
れによるぞ、例外だぞということが條
件付になつておる。これは議会制度と
いうものがある以上は当然ではない
か、かように存じます。

○熊本委員 その点は一応原則論とし
て私も反対するものではございませ
ん。しかし實際問題として、たとえば
人事院の決定あるいは仲裁裁定がこれ
に制約されて死文化するといふこと
になりますと、一方における罷業権
の制約等のかね合ひにおいてはなほた
片手落ちだと存じます。従つて国会の
審議権を無視するようなことはできな
いにいたしまして、もつと人事院の
決定とか、仲裁裁定といふものにつ
きましては、権威ある方法に改正さる
べきである、かように私は考へておるわ
けであります。その点についてさら
にお答えを願ひたい。従来の経過を見
ると、あまりにも一方が重大であると
いうことによつて、せつかくの制度が
死文化されて、一般労働者の期待を裏
切つていふことはさることながら、そ

の機関に携はりまして、慎重審議、熟
意をもつてされたその権威が無視さ
れるといふことは、あつてなきがごと
き状態になります。でありますから、
いろ／＼の兼ね合ひからこれを勘案し
て、もう少しこれが権威あるものであ
り、労働者の安心できるものであると
いう制度を考へすべきであらうと私は
考へます。その点について、しかたが
ないとおつしやるのかどうか、何か考
えなければならぬだらうとおつしやる
のか、その点もう一度お答え願ひたい
と思ひます。

○吉武国務大臣 これはこの間の公聴
会の際にも組合の代表の方から意見が
ございまして、御意見としては私も
相当敬意を表して聞いておるわけであ
りますが、この前にもお答えいたしま
したように、最終決定は国会または県
がやるべきであるという建前は、私は
どうしてもとらざるを得ない。そうし
た場合に、それならば仲裁の裁定を無
視して一体国会が独自の見解でやるか
といふと、過去の実績に徴しまして
も、一昨々年の事でありましたか、
国鉄の第一回の裁定の際には、国会は
とうとう半分を承認いたしました、半
分承認をしなかつたという実例がござ
います。しかし第二回の、その翌年すな
わち昨年の三月行つた専断裁定の際に
は、これは私も関係いたしました。が、
政府はむづかしいと言つておつたのだ
が、とう／＼国会で承認したのであり
ます。それから昨年の暮れ、国鉄及び
専断の裁定についても、話をつけまし
て国会は承認をさせておる。でありま
すから、私は今日の民主政治下におけ
る国会といふものは、相当御信頼にな
つても、公正に取扱われた仲裁裁定

の趣旨をそう没却することはまずない
といふ気がいたします。もしそれが意
見が違ふといふことであれば、適にあ
るいは仲裁裁定の方に無理があるとい
ふこともあるのではないかと思ふので
ありますが、過去において行いました
のは、第一回のときに多少のいざこざ
があつただけでありまして、あとは大
体何としまして仲裁裁定の趣旨を尊重し
ておりますので、私はまず今のところ
で行つても御心配はないと思ひます。

○熊本委員 いろ／＼と期間を経、議
論を経て相当に斟酌されたというので
ございしますが、これからは別でござ
います。あの当時のものは、物価の推移
に従つて、高騰するものを基礎として
いろ／＼と生活実情が勘案されて裁定
され、あるいは決定されたものであつ
て、それが半年ないしは一年近くもな
りましてから、これが承認されたのさ
れないのといふようなことであつたの
では、その効果はどういふ半分にも及
ばない。でありますから、これからの
物価指数がどうかわつて行くかにつ
きましては別であります。あの当時の
問題からすれば、これが決定になると
きはすでに次の問題が解決されてお
らなければならぬときである。時間
的すれの関係から考へて、ほとんど効
力は何分の一にも達しない。かような
ことで、それだけのこととくが労働階
級の生活を圧迫しておることである。
でありますから、そういう点により何
らかの便法を加えて、そうしてせつか
くの仲裁裁定といふようなものは、時
期的にこれを迅速にすべきである。そ
うしてそれをなさなければならぬとい
ふところに重要性があるわけでありま
すから、そういう点についての御考慮を願

つておきたい。かように私は考へてい
るわけでございます。

どうも書類が見つかりませんので、
はなはだ質問がくはくになつて恐縮
でございますが、今一つ念のために聞
いておきたいと思ひます。これは、今こ
の法案を出されて、団体交渉権もな
つたものにこれを與えられております
ことは、たとえば地方公営企業につ
きましては一步前進といふことは言
得るわけでありまして。しかし労働法の
原則あるいは憲法等の原則から行きま
すれば、公営企業の中には一般民間経
営と識別を明確にすることができない
ものがあります。そういうものがお
ひねでありますために、私は当然他の
方面で規制するものは規制するとい
たしまして、罷業権を與へべきだと考
へておりますが、今はできなくて、
将来労働行政を担当し、労働行政の正
常な、公平な措置をしうといふ観点
に立つならば、この点労働大臣も御同
意されてしかるべきだと思ひますが、
はたしてその考え方はいかがでござ
いましょうか。

○吉武国務大臣 これは国家公務員で
ありますと、地方公務員でありますし
ても、公務員は国家公共の奉仕者であ
ります。でありますから、一般の国民
あるいは地方民に奉仕するといふ性質
にかんがみまして、私は遺憾ながら争
議権は無理であらうと思ひます。けれ
どもその実体が民間の企業と似たよう
なものであるものについては、団体交
渉によつて待遇の改善の道を開くこと
は必要であらうと思つて、今回の措置
をとつた次第であります。

ておりません。私自身も整理した書類が一つ今見当りませんから、私の残余の質問を留保させていただきますというのを委員長にお願ひしまして、一応これで打ち切ります。

○島田委員長 留保いかんは時間の関係その他にらみ合せて十分考慮してみましよう。―― 柄澤孝子君。

○柄澤委員 大臣にお尋ねいたしたいと思ひます。昨日までの公述人、参考人の御意見も承つたのでございますが、実は私も総括質問の時間があつたのですが、大臣の御出席がなかつたために公述人の公述のあとになりましたので、きょうは委員長のお許しを得まして、総括質問と逐條審議とを続けてやらしていただくことになつておりますことを御了承願ひたいと思ひます。

公述人の労働者側代表の意見は、大體お聞きいたしました。今次の改正並びに政令第二百一十号が百八十日間の延長を指示されて、回結権制限の行われている状態においては、占領下と何らかわらない状態に置かれていられるとわれわれは認めざるを得ない、こういうことが大體共通した意見であつたように承知しております。この前の昭和二十四年の労働法規改悪の際にも、全労働者がこの法規改悪に対して反対いたしました。当時の経済九原則という吉田内閣がアメリカから押しつけられたこの方針、これを具体化するために当時大量の企業整備、資金還配、そういう労働者に対する圧力が、政府の政策によつて急速におおいかぶさつて来た事態に労働法規の改悪が出て来た。この事態、つまり政府の方針の無策を糾弾するために、法規の改悪によつて労働者の生活権を守る闘いを強

して行こうという政府の政策、これに對して労働者はまづ向から反對し、これに對して闘うことが日本の経済を守り抜いて行くことだと自覺しておつたと、記憶しております。大臣の御見解や、政府の御趣旨を承つておりますと、どうしても緊急調整をやらなければならぬ事態というものを、政府の判断で一方的に御解釈になつて、そういう手段を断行しようという御方針であることが突にはつきりしてあります。だからこそ労働組合が納得できず、今日の新聞によつても、第三波ストは来月初旬に整然と行われるということが、政府に向つて宣言されていると思うのであります。今占領制度がなくなつたという見解の上に立つ労働大臣が、なぜこの法規を出して、社会の秩序、公共の福祉を守つて行くことを、自分一存の判断でやり得るのだという確信を持つておやりになるのか。今の事態はどうしても出さなければならぬ事態だといふ、その根拠について御説明願ひたいと思ひます。

○吉武国務大臣 この前の二十四年のときの改正は、政府の無策を糾弾するためにやつたのだと言われますが、私どもはこの改正は、戦後せつかく日本における労働組合を確立しようと思つてやりましたけれども、遺憾ながらその運用の面において一部の極左的な人々によつて悪用されて、方々に欠陥が出て来た。これではいかぬ、やはり労働組合は健全に民主化する必要があるという趣旨であれば改正になつたものと、私は確信をいたしております。今度の改正につきましても、いつも申し上げますように、一つは現業官庁における職員をあのまにしておいてはお

もしろくない。せめて団体交渉によつて待遇がきめられて行くべきであらうという点でやりましたのが一つ。地方公務法についても同様であります。また問題になつてゐる緊急調整であります。この点につきましても、日本の独立後における経済自立の上において、国民生活を著しく脅かすような争議が起つてもそれはしかたがないのだといふことでなしに、合理的な、公正な機関でこれを解決して行く道を開くことは、私はこれは必要だといふ確信をもつて提案しておるのであります。しかしながらこれは国会の御審議、御判断を仰がなければならぬと思つて、今提案しておるわけでありませう。これは今国民大多数の方々は御賛同願ひするものであると、私は考へております。

○石田(一)委員 ちよつとただいまの緊急調整の問題について関連して質問したいと思ひます。

午後欠席をしなければならぬやむを得ない事情がありまして、掛持ちがでない委員会です。ちよつと一言お聞きしておきたいと思ひます。二、三点あるのですが、第一点は、草案の草案によると、総理大臣に緊急調整権を持たせようといふのであつたのが、労働大臣にかつたおもしろい理由。それからもう一つは、この第一項にある「公益事業に関する労働争議又はその規模が大きい場合若しくは特別の性質の事業に関するもの」といふことになつておるのでありますが、これはその労働争議をやるところの組合自体が所屬する事業の種別によつてこれを禁止なさうといふのか、公益事

業に関する争議であつても、たとえば専売公社がやる場合はよくても、国鉄がやつた場合はいけないといふことになるためには、特別の性質の事業に関するもの、こうなるのか、これは職種によつて判断を区別しようとしておるのかといふこと。最後にこの第一項の終りの「国民生活に重大な損害を與える」と認めたときは、どうなりますかと、政府はどういうお考えか知りませうが、これはむしろ今問題になつておるゼネスト禁止法にかかわるべき性質のものではないのか、この点をこの際特別に労働大臣にお聞きしておきたいと思ふ。もしこれがゼネスト禁止法にかかわるべきものであるというならば、ゼネスト禁止法というものは今後政府としてはもう出す考えはないのかどうか。

もう一つは、ゼネスト禁止法にかかわるものであるとするならば、治安立法的な性格のものを労働者の保護法であるこの法律中にお加へになつたという矛盾が起きないかどうか、この点について簡単にだけついででございますから、御説明願ひたいと思ひます。

○吉武国務大臣 緊急調整の件でございます。初めの草案に総理大臣とあつたというお話でございますが、私どもはそういう構想は初めから持つていなかったものでありますけれども、労働大臣にするか総理大臣にするかといふことは、これは一つの考え方であると思ひます。労働大臣にいたしましたのは、労働問題につきましても労働大臣が全責任を負ひ、またよく知つておる。従つてその発動についても十分慎重に取扱うことができるので、労働大臣の方がよくはないかと考へたわけでありませう。それともう一つは、率直に

申しまして、初めの草案は読売新聞に抜かれましたように、また今御指摘になりましたように、治安的な申しませうか、そういう非常に国民生活が危殆に陥るような場合には、総理大臣のインジャンクションというものが必要ではないかといふような構想があつたものでございまして、そういう質問があつたと思うのですが、この緊急調整はそういうものを予想しておるわけではありませう。文字通り公益事業あるいは大規模な争議あるいは特別の性質の事業で、ほつておいたら国民生活に重大な損害を與えるし、これはほつておけないという場合に、それを労働委員会が治めてもらふという趣旨でございます。だからどこまでも労働問題を主体にして考へる。

それから公益事業の争議、大規模な争議、特別な性質といふ文字を掲げましたのは、現在その文字が十八條にございますから、そのまゝをつたわけでありまして、現在あります趣旨も、公益事業は一般の公共に關係があることですから、これが大きくなりますと、ほつておけぬことはおわかりのことと思ひます。それから大規模につきましても、公益事業とまでは言えぬにしても、たとえば昨年の十月ころの電気危機の際に、石炭がない、電気はとまつてしまふといふときに、石炭の大規模の争議が行われて長く続くといふことになりましたと、国民生活に非常に大きなショックを與えます。でありますから、そういうときも、やはりできるだけ自主的に解決させたいのですけれども、そう行かぬときには、しかたがないから一時やめてもらつて、労働委員会が治めてもらふ、こういう趣

旨です。それから特別の性質も、これも現在の法律にありまうように、たとえばある種のワクチンとか何かの工場にいたしても、工場自体は一つか二つかもしれない。しかしそれが争議に入つて長く続くという場合、そのかわりがないということになり、片一方そういう伝染病があるというときには、これはたいへんな不安を起します。でありますから、そういうものも予想して書いておるわけでありまして、従来ともこういう問題は、特別に扱わなければならぬという構想でございます。

それから、第三にお示しになりましたセネスト禁止法をこれで肩がわりするのとお話でございますが、そういう趣旨ではないのであります。セネスト禁止というものは、どういふところから出たのかよく存じませんが、元は、二・一セネストのときにマツカーサー元帥から出た声明というのが、事実上セネストをとめた指令でございます。占領下はそれがあつたわけでございます。それが独立いたしましたとなつたので、そういうものにかわるものが必要ではないかというところから議論になつておると思ふのであります。しかしマツカーサー元帥の声明にいたしても、セネストを禁止するとは言つていないのであります。私もセネストだから禁止するといふ行き方はどうであらうかといふことは、しよつちゆう委員会でも申しておる。しかしセネストのようなものであつて、これをほつておけば国民生活を危殆に陥れるような文字は、マツカーサー元帥の声明の中にも使つておる。

「委員長退席、船越委員長代理着席」

そういう場合に政府は手が出ない、ほつておくのだというわけには行きませうから、そのときには最後の手段としてさしとめをやる必要がありやしないかという点を、私は一応考えたのであります。しかしそういう問題は、治安的な問題である、従つて労働問題としてそれを片づけることはおそろく無理じゃないかといふことで、提案の際にこれを落して提案をしておる。従いまして、そういう緊急な治安的な処置についてはどうするかといふことは、目下検討中でございます。そういうものを出さず、出さないかといふことは、今のところまだきまつておりません。しかし私も、そういう問題は、労働問題として片づくものでもなし、また労働問題として取扱うべきものではないのじやないだろうか、労働問題としてはせいゝこの緊急調整が限界ではないかと思ふ。たゞ／＼アメリカにおいて、タフト・ハートレー法においてもそういう規定がございまして、アメリカでは六十日間一応さしとめまして、そのあと十五日間にいゝ／＼な案を提示するわけでありまして、六十日間そういう国民生活に非常に重大な影響を及ぼすときにはさしとめまして、その間に調査をいたします。調査をして、そのあと十五日間に案を提示してこれで話をつけるが、話がついてもつかぬでも、そのあとさらに五日の間にこれの手續をして天下に発表する。そして初めてもうまともならなければ争議に入つてもやむを得ないという措置を講じておられる。従つてアメリカでは、八十日間にこゝういふ問題は何か

しようという努力を払つておるのであります。占領下でありますから何とかが話つくこともあつたが、そうでない独立後のこれからは、せめて六十日の間に何とか公正な労働委員会にお世話願つて治めてもらふという努力は、必要ではないかと存じて提案しております。

○石田(一)委員 今のアメリカの話ですが、アメリカにおいても、先般ある製鉄事業の争議に際して、トルーマン大統領がとつた行政措置に対しては、私の聞いたところでは、アメリカの裁判所自体がこれを不当であるといふような決定をしてゐる事実もあるものであります。あなたがアメリカのやつてゐることが必ずしもよいのではないかと、アメリカにも厳正な判断をする裁判所は、こういうものはいかぬと判定しておることもあるものでありますから、そういうことは理由にならないと思ひます。ただこの際私が伺ひたいことは、先般の本案議において、この労働三法の改正案の提案の趣旨弁明を労働大臣がなさつたときの言葉の中に、地方公営企業の従業員あるいは公務員の一部を公営企業体の方にまかせたことによつて、公務員だつたならば交渉権も持つていなかつたのに、こゝういふものを與えるのであるといふことがありまして、これは聞けば表面上まことによいのですが、今度の地方公営企業労働関係の新たな法律によつて、今までこゝういふわくにはめておられなかつた者までもこのわくの中に入つて、しかも今度緊急調整なる三十五條の二で、いわゆる公益事業の名によつて、その規模が一地方の問題であつても、その地方

全体に大きな影響を及ぼすといふようなおそれがあつたときには、これまで労働大臣の国民生活に重大な損害を與える云々といふことで、その解釈次第によつては、悪意といふことではありませんでしようが、彈圧しようと思へばいくらでもやれる、私はこゝういふ解釈です。それで三十五條の特別の性質の事業に関するといふのは、ちよつと御説明のあつたワクチンの問題なんかは、一つの工場でもこれをつくらなかつたならば予防注射も何もできないことになれば、これは人命に関する重大問題で、こゝういふ処置は必要かもしれないませんが、これを一々繰返して行くと、国民生活に直接関係のない工場、会社といふものはほとんどないので、要するにこれを一日でも二日でも休んだら、国民のある部分が相当の損害をこうむる。そつたとすると、こゝういふことから全般的にあらゆる争議について、労働大臣は、国民生活に重大な損害を與えると認めることによつて、この調整といふものを持ち出せる、こゝういふ危険が多分にあるのではないかと、この点について非常に心配するのであります。もう一ぺん重ねてお聞きしたい。

○吉武国務大臣 前段のアメリカの例をとりましたことも、私はあまり本意ではございませんでしたが、とにかくアメリカにおいては労働運動はある程度発達しておるものでありますから、一応は参考にする必要があらうと思ひます。

それから御指摘になりました大統領の接収権といふのは、私が今申しましたタフト・ハートレー法ではございませんで、それより別に、なおアメリカでは大統領の非常権の発動として接収権を持つておるわけでありまして、いきなりこの間の争議の際には大統領が接収したわけでありまして、これを日本に取入れるかどうかという議論がありますけれども、ちよつと日本の状態においてはどうかと、私は思つております。

それから後段に御指摘になりました地方公営企業については、先般も申しましたように、現在の段階では、争議権も団体交渉権も団体交渉権も與えられていないのであります。たとへば市電にいたしても、昔は労働組合を持つていたわけですが、それが占領下になつてゐるというところは、独立後においておもしろくないと思ひまして、少くとも団体交渉と団体交渉だけは持たせてよいのではないかと、ただ争議権になりまして、国家公務員なり地方公務員は、何といつても国家及び公共の全体のために奉仕する立場にありまして、仕事は似ておりましたが、そのものの給與といふものは国会または県会で決定されるものでありますから、団体交渉で仲裁の裁定が出て、それが安当であるかないかといふことは、最後は国会なり県会なりで定めれば公正に行くものと考えられますので、せいぜいこの程度は書いておきたい、こゝういふ趣旨であります。

○酒澤委員 大臣のお言葉でございまして、経済九原則に当時の労働攻勢の原因があつたのではなしに、一部の極左分子の煽動によつて労働争議が起きたんだといふ御見解で一貫してゐるものと思つてございまして。當時は、明らかに共産点といふものが組合の中でも幹部の地位を占めて、信頼を得て選

出されておりましたし、また公然と活動できた時代であります。しかし経済九原則という方針がなければ、労働者はいたずらにストライキをやるものじやないで、そのことは、大臣がそうでないとおっしゃるのであれば、それじやアメリカでなせストライキが起きるか。赤を退治して、完全に資本主義の常道に立ち直つたと言われるアメリカの労働組合に、しかも緊急事態のもとで、なせストライキが起きるか。確かに日本と違つた緊急事態のはずであります。しかもアメリカでは赤を全部退治しておるはずであります。それでもなせストライキが起きるか。大臣のお言葉が、ある特定の思想の人たちの扇動によつてストライキが起きるのだとおっしゃるならば、それじや資本主義の国であり、労働運動の最も進んだと吉武労働大臣がお認めになつていらつしやるアメリカに、今朝戦争の飛行機以外のガソリンはとめなければならぬというストライキが起きてゐること自体、これはどこに原因があるというふうにお考えでございますか。

○吉武労働大臣 榊澤さんのお説によりますと、経済九原則の結果争議が起つたようにおっしゃいますが、私は経済九原則というものは、日本のインフレを救つたものだと思つております。相当各方面にきつて犠牲というものがあつたであらうが、あれによつて日本の経済は救われたと思ひます。また九原則によつてストが起つた例もあるであらうが、私が先ほど申しましたのは、率直に言つて二・一ゼネストにいたしまして、経済九原則以前のことであります。これは戦前において、いろいろ労働運動その他

についての圧迫があつたという反動もまた否定できぬところでありますが、しかしながら占領後において急激なる思想の影響があつて、不必要に持つて行かれたというところは、だれでも認めるところではないか。そこで二十四年に改正いたしました労働組合法その他に改正案というものは、ストライキをやつてはいかぬという改正ではございません。組合というものは民主的に行われなければならない、ストライキをやるときに、幹部の地位の者がかつてはストに入るような行き方をとつてはいけぬ。その場合には、秘密投票によつて民主的にみんなが決定してやるならやむを得ぬという行き方でありまふ。その他不当労働行為にいたしましても、詳細に列挙してある。また組合運動というものは、憲法が保障をしておるから何でもやつていいという誤解もございましたから、しかし暴力は振つてはいけぬという規定を入れておるのであります。その点は過去のことでありますから、詳しくは申し上げません。

アメリカにおいてもストがあるという話であります。私はストを否定しておることは一回も言つておりません。これは経済的に労使双方で話がつかない場合は、ストに入ることはあり得ることでありまして、それ自身を私とはやかく言つておるのではありません。ただこれが国民生活に重大な影響がある場合には、できるだけそれを避けて、公共な機関で解決する努力は必要ではないか、かように言つておるわけでありまふ。

○榊澤委員 もう古いことについてはあまり触れないでおこうと思ひますが、あの当時の改正は二十一條と二十五條の削除ということが大きな問題であつたと思ふのです。二十一條では労働協約を守らなければならないというもので、戦後労使双方がお互いに協約を結んで守つて来たものを、経済九原則によつて破壊して、そうして首切りをやらなければならない、工場閉鎖をしなければならないという事態になつたので労働協約がじやまになつて来た、それを破壊することが主たる目的であつたといふことは、これはもう自明の事實でございます。経済九原則に對して、政府がもし政治的な政策を打てるような社会主義の性格を持つたものであるとか、あるいは資本主義の国でもつと今よりも前の時代であつて、戦争にはけ口を求めなくてもいいような時代であるならば、あるいはもつと手を打てたかもしれない。しかしそのときはけ口は工場閉鎖と、首切りと、賃金不払いという労働者に対する一方的な弾圧に向けられて来て、確かにそれは、あなたの言うようにインフレをあるいは抑制して、日本の資本家を肥え太らせて来たかもしれない。しかし犠牲になつたのは労働者なのです。それに対して防衛する闘いを規制し、彈圧して行くといふのがあの法律の出た目的であると思ふのであります。でありますから今かりに吉武労働大臣が一部の極左分子があつたからストライキが起きたのだ、争議が起きたのだ、行き過ぎがあつたのだとおっしゃるならば、それじやアメリカではどうか、どういふふうにお答弁なさるかといふことを御質問申し上げたので、アメリカの現在の軍備拡張政策といふものでも、やはり物価の値上りとかの戦争政策と労働者の生活を守るといふことが、両方政策としてやつて行けなくなつて来ておる。そこに争議が起る大きな根本的な原因があるのじやなからうかと、私もは考へてゐるのでございます。ただその点を一つの思想的な分子があつて、その極左分子が扇動するから事態が起るのだといふような御見解でもしこの法律が出されてゐるのだとするならば、あなたは人民の広場を貸すといふ問題についても、裁判所が決定しておるのに貸さないで控訴した。責任は何も感じていない。あれは共産党がやつたのだといふことで、てんとしてそこをすわつておられたい根拠とが一脈相通じてゐるわけですからあなたはあらゆる労働争議、日本の労働運動の偏向といふものは、全部思想的な過激分子がやつてゐるのだといふ見解に立つて、今度の改正もやつたのだといふふうに主張なさるわけでございますが、承つておきたいと思ひます。

○吉武労働大臣 私が先ほど申しました二十四年の改正は、日本の労働運動が一部の極左分子によつて誤つて運用されて来たために改正が出た。すなわち民主化のために改正をしたと言つておるのであります。日本の労働争議がすべて極左分子によつて行われたのだとは言つてはいけません。

それからアメリカの例をおとりになりましたけれども、これは先ほど申しましたように、経済的な意味において、労働者が労働条件の維持改善のためにやむを得ず争議手段に出るといふことはあり得ることでもありますし、また私は日本においてもそれを否定はいたしておりませんから、御了承願ひます。

○榊澤委員 そうしますと、共産党の極左分子の指導といふものは労働争議の起る一因だといふふうにお訂正になつたわけでございますか。

○吉武労働大臣 そういふ場合もあつたかと思つております。

○榊澤委員 そこで具体的な問題に入りたいと思ふのでございますが、あの当時も——たとえばその後松川事件などが起きました有名になりました松川、東芝関係だけでも相当な数の労働組合が、あの当時は長野などでもそうでございましたが、東芝、川岸といふような工場も、一つの工場がつぶれば、その地方の農民がその労働者として働いて行く、あるいはその部落全体がその工場やばい潤いを得て行くといふので、工場閉鎖とか首切りに反對して、労働者と農民の共同闘争といふものが地域的に当時展開したと思ふのでございます。今度の紡績の操短なども、やはり農村とは密接な関係がございまして、女工が数千名、全国では数万といふふうには操業短縮のために農村に帰つて行つてゐる。ある地域では、やはりなかなか等では、その工場操業短縮などがその部落全体に相当大きな経済的な影響を與えるような場合に、地域的な闘争も緊急調整の対象として大臣は強制調停の命令を出さうといふふうなお考えでございますか。やはりそういふようなものも対象として含まれていふといふふうにと承じてよろしうございませう。

をお認めになりました場合に、だれが責任をもつてこれらの保護をやるか。きのうの御答弁では、労働三権が興えられているのだというような御見解もありましたが、これは公務員としての取り扱いが受けられた場合には、つまり争議権はないものということに今度の改正でもなるわけでございます。争議権の裏づけのないこれらの労働者が、何として行政協定のもとで、自分らの生活の基本権を守るかどうか、非常に悪い状態に置かれておる労働者に対して

して、無責任なる御答弁だつたと思ひますので、伺いたいと思ひます。

○相道政府委員　ただいまおしかりを受けましたが、何も詭弁を申し上げたわけではございません。駐留軍労働者の給與は、従来までの取扱ひは、一般公務員のベース・アップがありますならば、それに準じて上げて参る。一般的に申しまして、片方が上れば、その割合いをもつて上げたということが完

全に言えるわけであります。これをもつて労働者も満足しておるわけであります。しかしながら一面において、給與そのものの体系は、公務員の給與体系そのものとは同じではありません。いろいろなわけ方あるいは職種の関係も違います。従いまして、一から十まで数字が完全に合うことには参りません。

かねるわけでありませう。ただいま御例示になりました給與の値上げの問題でありますが、これは御指摘のようにベース・アップのときに、給與の額の段階を上げるのに、割合に応じて改めて上げてくれという要求が組合側から出たわけであります。これはわれ／＼としたしましても、そのように軍側に對して要求したのであります。しかし

ながら従来のやり方といたしまして、必ずしもその要求は軍の認めるところとならなかつた理由もあつたのであります。ただいま引き続き要求中ではありますけれども、過去の例を申し上げますと、昨年の七月一日以前におきましては、昇給率は六箇月ごとに五十円であつたのであります。それを昨年の七月一日以降の米國政府側との契約におきまして、一躍二百円に引上げたのであります。そういう関係におきまして、米側といたしましては、今までその他のベース、家族手当とか地域手当というものは、そのまゝの割でやつたのだけれども、昇給だけは全然離れた関係でやつておるではないか。ついこの間四倍にしたではないか。だからそういう例をあわせてみて、去年の十月にベイス改訂があつて、約二割近いものが上つても、昇給率を上げるというのは少し違ひじやないか、こういうようなことになつておるわけでありまして、従ひましてこれは現在なお米側と折衝中の事項に属しております。御了承願ひます。

○柄澤委員 そういたしますと、七月以降と申しますのは、ドル払いになりましてからということでございますかというところが一点。それからドル払いになりました以降は、米側から直接支払いを受けるような家族労働をしておりまして、メイトなどが、政府のきまつておりました給與よりも少く、総額で五千円くらいしか受けていない。政府の方からの給與の支払いは、たしか三十ドルくらいになつてゐるはずだけれども、本人には五千円くらいしか渡つていないという陳情を受けたことがあるのでございます。そういう点につき

まして、ただいまの質問に関連いたしまして、あなた方が責任を持つてどのくらいそれを把握し、—今のうちに折衝中だというような御答弁でございしますが、今後独立後の日本政府として、権威ある態度で日本の労働者を守つて行くかどうか、そういう実態を、できますれば調べて御報告いただきたいと思つてございしますが、御存じの状態について御答弁願ひたいと思ひます。

○根道政府委員 ただいまおあげになりました種類の労働者につきましては、昨年の六月三十日をもつて日本政府の雇用を離れております。その後は個人関係において、米國人たる個人あるいはクラブ等と契約をして勤務に服しておるのだと思ひます。これは調達庁の所管外でありますから、現在のところ私といたしましては、詳しく御報告申し上げることはできません。

○柄澤委員 昨日も申しましたが、米軍の直用ではなしに、日本の政府の間接の雇用にしてもらいたいという声が非常に多いというの、ただいまのメイトの例などもございしますように、いろいろな点で日本の労働者がかつてに首切られましたり、あるいは横須賀などの例でもございしますように、一万二千円を一万五千円に賃上げ要求をした。職場大会を開いて、会社はこれ／＼の生産が上つておるのだから、これだけの賃金が払えるはずだということを、執行委員が報告したところから、それが軍の機密に属するから解雇するといつて首を切られた。なるほど刑事特別法というものがございしますから、これ／＼の生産費がかかつて、こうなつておるとい

うことを言えば、あるいはそれが軍の機密に触れるということで、刑事特別法にひつかかるということに主張の根拠を置いておるのかもしれないのでございしますが、もしそういう状態であるとするならば、日本の労働者は、刑事特別法その他の、組合法関係だけではなしに、いろいろの關係によりまして、常に戦々きよう／＼として、戦場であつた要求もできないというような状態だと思つてございしますが、そういうことにつきましては、特別調達庁として、ただ単に調達してやることだけで、何らこういう労働者に対して責任をもつて保護するという立場をとつておられないのじやないか。ひんびんとしてこういうことを耳にするのでございします。特別調達庁として今後どういうふうな御方針でこういう事件に立向つておられることになるつもりでございしますか。何か特別な法律を別につくつて、駐留軍関係の全労働者を、全部日本政府の力によつて保護して行くという確たる証拠がなければ、独立した国としての資格がないと思つてございしますが、それについての御見解を述べていただきます。

○根道政府委員 会社の雇用人に関する労働条件の改善等の話でございしますが、これは私の方の所管のそとであります。またその他駐留軍関係の一切の労働者を日本の政府において間接的に雇用してやる意思があるかどうかというところもございしますが、日本政府として駐留軍の關係の労働者に關與いたしておりますことは、米國政府の使用に於ける者に対してでありまして、それ以外のものは皆私の關係でありま

す。これらは現在の状態においては、日本政府が仲介して云々ということには、あたかも各外国商社に対する雇用等に干渉するのと同じようなことにも相なります。今のところはそういうところまでやらなければならぬとは考えられておりません。

○島田委員長 特別調達庁關係の質疑はもう許しません。

○柄澤委員 労働大臣にお尋ねしたいと思ひます。ちやうど今駐留軍關係の労働者の問題が出ましたので、関連して伺ひます。これはやはり労働大臣の所管の問題だと思ひますので、労働大臣として、刑事特別法關係で、軍の機密だというようなことで解雇になつたただいまの例、こういう事実があつた場合に、大臣はどうお考えになりますか。

○吉武國務大臣 私はお示しになつておる点の内容をよく存じませんが、お答えをしないのであります。しかしながら、もしそれが不当労働行為であれば、現在不当労働行為救済の道は開かれておりますから、その手続をおとりになつたらよろしい、かように存じております。

○柄澤委員 三越のストライキのときも、コロンパンのストライキのときも、問題の紛糾しました大きな原因は不当労働行為であつたと記憶しております。コロンパンのときは、婦人が初めに労働組合をつくつたということで、それを理由にして首を切つてゐることに對して、全従業員が結束して闘つたのであつたと記憶しております。三越のストも、労働基準法を明らかに破つて、正規の出動時間前に出勤させ

て店を開く準備をさせていた百貨店に對して、労働者が時間通りきちんと出勤した。基準法から行けば何ら咎れぬ動いてない、ただ従来の慣習を、労働協約にも何にもうたつていないところの慣習を破つたということで、当時要求は通つたのでありましたが、それがいけないといつて組合の指導者を首切つておつたのを記憶しております。そういうことが実力行使によつて、資本家が、三越の數百年ののれんでお客さんを吸ひ寄せているというのではなしに、労働者の協力あつて初めて店を開くことができるということを思い知つてか、とにかくあのときも一応退却した形になつたと思ひますが、それに対して警察が全力をあげて彈圧し、さらに首切りも手をゆるめず、資本家は第二組合をつくつて分裂させて来たと思ひます。そういう場合に、労働委員会に提訴して闘うということをやつておられますが、非常に長い期間がかかりまして、労働組合の代表の藤田さんが言つておられましたけれども、問題の解決するの三月以上かかるといううな具体的な例をあげて、労働者の生活不安を訴えておられたと思つてあります。労働委員会があればそれで足りるのだということでは大臣は突放されて、しかもそういうときに立ち上つた労働者のストライキでも、それが緊急に調整しなければならぬと大臣がお考えになれば、とめることができるのだと思うのでございします。駐留軍というふうな特殊な仕事に入つております労働者—この仕事の性質というものは、今度の行政協定の條文の中の公益事業關係並びにそれに類すると

この特別な事業というふうに規定しておられます。そういうものに私どもは該当してゐるのではないかと、私どもは考えて、実は何ら守られておらないこの労働者の基本的な権利を、この法律も明らかに無視してゐるのではないかと心配してゐるわけでございます。行政協定では、公益事業が全部米軍に優先的に供與されるということ、それから基地並びに隣接近郊の地で無制限に拡大されて、それらを管理する権利、権力、権能を向うが持つてゐるということが規定されてゐるのでございまして、それらの地域で役務を提供するところの労働者は、吉武労働大臣がかねがねおつしやつておりましたところの、国内法をもつて優先的にこれを処置するといふような御答弁を承つておつたのでございまして。行政協定よりも日本の労働関係の法規の方が優先的に労働者を守るんだ——私もから言えれば彈圧するといふことに考えられるのでございまして、そういうような御答弁でございまして、たゞ今のような事案がございまして、たゞ今のような採算でもつて、ジープならジープといふものを職場で何台つくつて、そのために何時間労働強化されて、労働者は賃金をこれだけしかもらつてゐない。だから賃金をもつとふやつてもらへるのだと言つただけで、その労働者は首にされておられます。現に東日重工は一工場だけではありませぬ。関係の工場が相当広にやはり立ち上つてゐると思ひます。今日の新聞で拜見したのでございまして、こういう場合に、この特殊な性格の事業の労働者といふふうに、今度の法規の中で指摘してお

りますところの條文に該当してゐるのか、大臣はどういうふうにお考えになつて、十分に国内法を適用すると言われるのか、われわれは、これが適用されて緊急調整の対象になるおそれがあるのではないかと、この点についてひとつ承つておきたいと思ひます。

○吉武労働大臣 緊急調整につきましても、その中に掲げられておられますように、公共の福祉に著しい障害を及ぼすものであり、しかもそれをほうつておけば国民生活に重大な損害を與えるといふことでありますから、そういう具体的な事項に該当するかしないかできまるべきものであります。

○榎澤委員 それはもう何回も聞いておるのでございまして、国民生活に重大な影響のあるといふ言葉の内容が、そのとき々の情勢によつてかなり政府としてはかわつて来ておられる。今重大だから、この法規を出して、争議を抑えて行かなければならぬといふ根拠になつておられますその根拠は、やはり労働者が、全部反対までして行政協定の破壊や労働法規の反対に關連して、向條約の反対といふことを、民族独立の立場から政府に向つて要求しております。そのことが政府の方針とまつた相対してゐるわけですから、政府は無理やりに行政協定でもつて追ひ込んで行かうとしてゐる。全国民がどう考へようと引き込んで行かうとしてゐるのに対して、そこで働いて実際に戦車を直したり、ジープを直したり、飛行機をつくりたり、彈薬を運んだりしてゐる労働者がそれに対して反対してゐる。そういうことはまづびらだ、日本

を戦争に追い込むのはいやだ。そういう基地になれば日本は爆撃されるかもしれない。原爆の基地になるかもしれないのだ。そういう吉田内閣のやり方は反対だ。なんで大東亜戦争に敗れたんだ。戦争はこり／＼だといふのが今の労働者の意見です。その全部反対してゐる労働者を、無理やりにあなたの方に向かせようとしてゐるのが今のあなたの方の内閣です。そういう場合に国内法規、今のいわゆる民主的な労働三権、国内法規で三権を許してやつて行くといふように、たいへんつばなことをこの間からも言つておいでになるのですけれども、それであなたの方は行政協定をおやりになれますか。それをどうしてやろうといふのか。今度の法律を出し、また木村法務総裁がセネ禁を出す、緊急事態の法律を出して行くのだ。どうも心配でしようがないからそれを出さなければならぬ、本国会にどうしても出したと言つておられる根拠はそこにあるのじやないか。どうしてよいか。行政協定に労働者をどうして協力させて行かうと考へていらつしやるのか。全然反対だといつて向うを向いてゐる労働者を、どうしてあなたの方に協力させるのですか。そのためにこの法律を出されたのではないかとと思ひますが、ひとつ正直なところを御答弁願ひたいと思ひます。

○吉武労働大臣 どうも榎澤さんのお言葉を聞いておると、行政協定に反対だからストをやるといふに聞かれますが、ストライキといふものは、そういうことのために認められておらないことはしつ／＼申し上げた通りであります。これは緊急調整も何もあつたものではありませぬ、行政協定に反対してストをやるといふことは、明らかに法の保護を受けないのであります。問題外であります。それから労働者が行政協定に反対してゐる。それはそういう政治的な見解を異にされることは自由であります。私はいつも言つてやうに、国民が政治的にどういふ御見解を持たれようと、これについてとやかく言つたことはございませぬ。ただ問題は、その見解を異にする、それをストによつて実現をはかるといふことは許されぬ。これは民主政治下において許されるはずはないのであります。それからそういう行政協定に反対してゐる者が職場に働かぬか、こゝに言われるのですが、そういう場合に何も強制して働かしてゐる覚えはございませぬ。ですからおやいやな方はおやめになればついでです。それを何かいかに強制してゐるかに言われまされども、それは何かの誤りだ、かように考へます。

○榎澤委員 行政協定に反対してゐるストは違法だと思ふという御答弁でございまして。この点については私も思ひます。この点については私も思ひます。御意見として承つておきたいと思ひますが、そういう場合には、これは違法だから当然彈圧するのだといふ御見解であるといふふうにさらに了承したいと思ひます。しかしだん／＼はつきりして参りました。實際この九原則以来企業整備をして工場をつぶしたり、首を切るために組合運動を弾壓し、さらにレッド・パージで共産党を追ひ出し、さらに最近ではどういふことにも、にっちもさつちも行かなくなつて、経済恐慌で紡績の工場もつぶ

れて来た。日雇いなどもあふれておるが、これに対して手を打たない。もう戦争に追い込む以外にない。軍需工場が予備隊かといふのが今日の日本人の状態で、そういう際に行政協定に反対してゐない労働者にも、こういう職場で今言つたやうに、賃金値上げのことでこれだけの生産を上げておるだけで、ひつかるやうな刑事特別法といふやうなものを政府はおつくりになつた。だからどんなさやかな、生活を守るための要求を掲げても——客観的に見れば、その仕事があつた方の行政協定を遂行する一つの役割を果す軍需工場だ、そういう際に、これは行政協定に反対してゐるのだから緊急調整でやるのだといふのが今度の改正の大きな目的になるのじやないか、こういうことを伺つたわけですが、吉武労働大臣は、そうであるといふことをそれとはなしに説明してくださつたといふふうにと承してよろしうございませぬか。

○吉武労働大臣 先ほど申しました通り、行政協定その他政治目的のためにストライキをおやりにすることは、法律が認めておりません。

○榎澤委員 私の申し上げましたのは、それに関連した労働者が、どんなさやかな要求をもつて闘つても、それが首になつたり、ストが禁止されたりする今の状態に対して、この法律はそれを遂行するためにやるのじやないかといふことをお聞き申し上げたのであります。その点でございまして。

○吉武労働大臣 経済的な要求について意見が不一致の場合において争議の起ることは、現在の法律で認めております。その場合にそれをほつておいた

ならば国民の生活に重大な障害を及ぼす場合には、緊急調整にかゝる場合があるであらう。しかしながら経済的な要求の趣旨でなくて、お話を聞いて行くと、どうも政治的なねらいが主のようであるが、そういう争議はお慎みになつた方がよいと考えます。

○榊澤委員 争議は私がするのではないのでございませう。これは日本の大衆がやるのです。革命もその通りであります。しかし大臣は今も何か非常に抜けた御返事をなさいました。国民生活に重大な影響があるという判断をなされるのはあなたです。つまり国民生活を守るには外国の軍隊にいてもおろすのが今の吉田内閣です。労働者はそう思っていない。外国の軍隊に守つてもらふ必要はない。独立するのだと日本の人民の多数が言つてゐる。ところが外国の軍隊に守つてもらわなければならぬという政府の一閣僚のあなたが判断をして、ストライキを抑えることができるというところは、独立運動や平和運動といふものを——経済的なさやかな労働者の要求を掲げて闘う場合にも、あなたの判断いかんでどうにもなるのではないかと思つてゐる。この点を私たちは今特に主張するわけですが、労働大臣はほんとうのことを言つた方がよいと思つてゐる。あなたはそうでなかつたら、行政協定を実施する一閣僚としての役割が勤まらないのじやないか、こう思ふのです。

○吉武国務大臣 私は正直に申しまして、法律の解釈は客観的にその通り解釈すべきものでありまして、これを曲げて運用するつもりはございませぬ。

○榊澤委員 総括質問はこの程度にして逐條審議に入ります。

調整法関係はあとにして、基準法関係の先に伺つておきたいと思つてゐます。二十四年に一部改正されました、また基準監督署が何をやつておられまして、また手をこまねいておられる状態でありまして、基準法というものは労働法関係の中では、やはり労働者の保護法という点において、形式的でも日本ではすぐれた進歩的な法律だつたと思つてございませう。今度は独立したのだということで、経済自立の建前からということとでございませう。大臣にお伺いしたいのであります。今までのように、予算が制約されて、賃金はこれ以上上げられないといふことを外国から言われなくともよいはずであります。それならば最低賃金制の確立といふことを基準法の中でうたうことが最も必要なのではないかと思つてございませう。その措置が予算上の措置とともに、この法律の上でもなされなかつたのはどういう理由でありますか。

○吉武国務大臣 基準法の中に最低賃金制の規定はございませう。ないわけではありませぬ。ただその運用の面について、目下委員会をつくつてそれに諮問しておるわけでありませう。ただ私は率直に言ひまして、日本の経済がまだほんとうに固まつていない。それに對してただ簡単に最低賃金というものをきめまふことは、日本経済の上にもどうかと思ふるばかりではない。労働者自体の賃金の上においてもどうかという感じがするのであります。その点を慎重に取扱つてゐるだけであります。将来最低賃金制の確立の

必要なことは、私も十分認めております。

○榊澤委員 もちろん今のままの賃金ではどうにもならないといふことはわかり切つたことでございませうが、この点につきましても、予算的な措置が裏づけにならない限りどうにもならないこととでございませう。労働大臣としてはやはり補正予算といふことを考へて、労働者の賃金の問題について、全般的な裏づけをおやりになるお気持ちには、今ございませぬでしょうか。

○吉武国務大臣 別にこれはそう予算に關係はないと思つております。それから先ほど申しました最低賃金に關する審議会については、すでに予算的な処置はしてございまして、現在検討されておるわけでありませう。別にその予算がなければやれないといふふうには考へておりませぬ。

○榊澤委員 その点はまだ質疑はございませうが譲りまして、十八條の貯蓄の問題に關連して見解を伺つておきたいと思ひます。使用者に対する罰則がない場合には、單なる届出制にしたといふことでは、それが使用者の有利な形になつてしまふのではないかと思ひますが、総額にいたしますと相当な数字になると思ひますが、いかがでありますか。

○榊澤委員 認可制を届出制にしますことによつて生ずる想像されまゐるような問題について、制約は加えておるのであります。中止命令がその一つであります。あるいは遅滞なくその請求があつた場合に返還しない場合の罰則の規定もありません。

○榊澤委員 罰則はどんな程度のもの

でありますか。

○榊澤委員 現行法の百二十條の一号中の改正がありまして、十八條の七項が加つております。この百二十條の改正で五千円以下の罰金といふことになつております。

○榊澤委員 二十四條についてお聞きしたいと思ひます。賃金の一部を控除して支払ふことができるということでありませう。それも労働協約なしでやれるといふことになりませうが、これは現物支給とか、そういうことを意味するものであるかと思ひますので、事実上の賃下げにならないかと思ひますが、いかがですか。

○榊澤委員 現物給與につきましても、ことさらに必要なるものを使用者が労働者に押しつけたら、あるいはそれによる賃金の低下を来すといふおそれがございませうので、現物給與については改正を加えておりませぬ。ただ賃金の一部控除は、共済組合の掛金とか、あるいは購買の代金等について一部控除することを、現行法では労働協約のある場合において認めておりますが、やはり十人未満の場合、あるいは労働協約の締結されないような場合、組合のないようなものにつきましても同様必要な事情がありますので、今回の改正を加えたのであります。

○榊澤委員 炭鉱なんかでもそうでございませうが、税金なんかを賃金から引かれることに對して非常に反対が多いのでございませう。税金を払ふ払わないは自分たちに自主的にやらしてもらいたい、食えてから税金を払ふのだという声が非常に多うございまして、事実上の賃下げになつておるわけですね。毎

月ばん／＼引かれるのであります。地方税法の改悪以来そうなのですが、従つてそういうようなことにこれでもつて合法的の根拠を與えることになるのではないかと思ひますのでございませう。それでなければ、共済組合なんかでしたら今まで通りでやつて行けるのですから……。

○榊澤委員 所得税につきましては、税法によります源泉徴収の規定がございませう。基準法外の法令に基きまして控除するのでございまして、基準法外の問題でございませう。

○榊澤委員 わかりました。

それから第三十三條でございませうけれども、第三十三條の「災害その他避けることのできない事由によつて、臨時の必要がある場合においては、使用者は、行政官庁の許可を受けて、その必要の限度において前條若しくは第四十五條の労働時間を延長し、又は第三十五條の休日労働をさせることができる。但し、事態急迫のために行政官庁の許可を受ける暇がない場合には、事後に遅滞なく届けなければならぬ」といふのと現行法の「その延長時間」に相當する休日は休日と認めるべきことを、命ずることができ」といふのを「延長」を削つて「その時間」とした理由はどこにあるのでございませうか。

○榊澤委員 これは字句の整理でございまして、改正法案を見ていただきますとわかりませう。労働時間の延長を「労働時間の延長又は休日労働」に改め、「その延長時間」を「その時間」に改めることになりませうが、「その時間」の中には延長時間も入り

○柄澤委員 これはさつき申し上げましたように、ストライキの場合以外の電休ということが相当多いのでございますが、そういうような場合とか、あるいは石炭不足で平和産業に石炭がまわらないというような場合に休業したときにも、これがやはり該当するわけだと思いますが、そういう場合を指しておるのでございますか。

○農林政府委員　これは現在とつておりますわれ／＼の解釈としましては、風水害、火災、地震あるいは急病人の発生等、まあ公益上または人命の保護上緊急必要のある場合というふうな解釈をとつております。

○島田委員長　柄澤君にちよつと御注意申し上げます。あなたの共産党の持ち時間はすでに済んでおりますが、委員長裁量で続けております。そのつのもりで質疑を簡単にお願ひいたします。

○柄澤委員　総括質問は一時間でございまして、それ以外に三十分ぐらいというお話でございましたが、これも落んだのでございますか。

○島田委員長 総括質問、逐條質疑合
せて本来一時間の割当であります。但
し一時間は大分前に済んでおります
が、しんしやくしております。

○柄澤委員　時間の制限はあまりして
 いただきたくないということを希望し
 て、質疑を続けさせていただきたいと
 思います。そう長くありません。

五十四條でございますが、命令で定める危険な事業または衛生上有害な事

うのは、今度は命令で定める危険または衛生上有害でないものは届け出なくてもよいということになっておりますが、土方の飯場であるとか、大きな炭鉱の組夫の収容所でありますとか、そういうような者たちの働いております工事場、こういうようなものは一体だれの見解によつて危険でないという判定を下し、届け出なくてもよいのか、

届け出ればそこへ役所から行つて、これはあぶないとかどうとかいいまして監督することができのですが、このごろこういうところでは、昔のような封建的なものが帰つて参りまして、非常に危険であり、厚生施設もないのが

てもらいたいと思つておるくらいなのに、こういう改正をなさいます意図はどこにあるのですか。

○福井府委員　これも法案に書いてありますように、仮設のものに限定させていただきます。

たは衛生上有害でないものについては、目下基準審議会におきましてその具体的な事例について検討を加えてお

うに労働者の代表者の方もお出になつておられますので、御心配になりますようなことは命令で規定されないものと考へております。

○柄澤委員 労働者の代表が出ておられましても、坑内労働者なんかは明らかに意見が違っており、総評の代表が参りまして反対しておる。小幡さんは

賛成したそうではありますが、小椿さんは炭労の大会で不信任で大衆からけ落

ことも抗議の的になつておるといふやうに承つております。労働大臣は、それをしきりに総評の代表者と言つていらつしやるのでありますが、労働者の代表でありましてそういう場合もございましょう。だからここではむしろこれを嚴重にあなたの方でやるというふうに、監督強化していただく方がよいのではないか、そういう意思は

○鑑井府委員 現在の手續におきましては、青写真をつけたり相当詳細な手續を要します。これはわずか一週間とか十日というような期間しか使用しないものまでもそういう煩瑣な手續を要するとは、これはかたつて害に

○**兩澤委員** その次に、基準局にもひそかに、あれ利益はないのでありまして、また届出がなくなりまして、監督ができませんというものでもございませんし、監督権は当然持つておるわけでありまして、御心配はないと思います。

どののがございまして、八王子などの
 紡績女工さんたちが訴えに参りました
 ことに對して、そんなことは八王子辺
 にはさらにあるのだから、一々取上げ

てはおられないというような、非常に傲慢なことを言つたということも聞いております。それは人が足りない、予算が足りないということもあると思ひ

ますが、そういう今のようなお言葉だけでは、どうも私は信用ができないのであります。

ますが、婦人少年局の藤田さんに伺いたいと思います。少年労働の問題は、

の問題、少年の問題がこういう形で実質的に非常に抑圧されて来ておると思えます。そこで坑内労働の問題や時間外、深夜業の問題ですが、特に技能教育という美名をもつて児童憲章の趣旨にも反するようなことが基準法の中で法制化しようとしているのでございますが、これについて婦人少年局として御意見をここに反映せられておられ

るのてございいますかと。それから、それならどうという御見解を持っておられますか、承りたいと思います。

○藤田政府委員　労働基準法の改正について労働基準審議会が開かれますにあたりましては、私たち婦人少年局の側は大きき関心を持ってこれを見て参

りました。そしていよいよ労働組合の皆様方の御意見も伺つたりいたしまして、これを見守つて参つたのでございますが、婦人少年局といたしましては、この程度の改正がなされましたにつきましては、ただいまの状態において

てはやむを得ないことだと思ひました。

○柄澤委員 外国の例などを政府はいろいろ述べておいでになるようでございます。

いますけれども、労働組合の代表が公述にお見えになりましたのでの御意見では、外国には厚生福利施設があり、日本とは違ふのだということでございま

す。藤田さんが言われた、ただいまの状況のもとではやむを得ないというお考えの根拠は、どういうことでござい
ますか。戦時中に坑内労働をさせら

た。御承知のように日本の炭鉱の坑内

頭と年末では怪く長い寝巻がふさふさ
りまして、九州全体で毎日一人くらい
ずつ死んでいるらしいです。私この間
参りました夕張などでは、カツベ採炭
になりましたから指を折り、足をくじ
き、足の上へカツベが落ちましてつぶ
れたり、毎日けが人が出ております。
そういう状態の中で、日光を興え、身
体を伸ばしてやらなければならない少
手ちらを坑内に入れる、しかも見易の

中へ入れなければ教育にならないとい
うようなことを通産局の係の方がこ
こでおつしやつたが、藤田さんは望ん
でいないのだけれども、国情としてこ
ういうような條約を結んだときである
から心を導かないといふ考えなのです

か、どうですか。

○藤田政府委員　御指摘の通り諸外国において、またILO等において、いろいろ坑内労働等について技能養成のことを考えますときなど、厚生施設、教育施設について深い関心を払っている。

ることは当然のことでございます。しかしてまた日本におきましても、私は坑内労働、ことにその技能者養成につきましては、技能者養成審議会で、た

たとえば彗破に関し、落盤に関し、また高温度だとか、多濕とか、そういうことからなどに関し、詳しく専門的な見地からの調査研究をいたしまして命令が

出されることを信じております。そのような状態において坑内労働における技術養成がなされることは、ただいま御指摘になりましたような坑内における

る災害を減少させることにやや役立っているのではないかと存じております。

考えられないのでございます。また時間外のことにはいたしません。一日二時間、一週六時間、年間百五十時間というものはそのままでございまして、一週間に六時間の定めを二週で十二時間としただけでございまして。御承知の通りの状態のものでございまして、男子の低賃金をもたしたり、また女子の労働者にとつて健康上その他の害が非常に多いとは、私も思っています。

○柳澤委員 このことは、この法律ができる前にも特殊な職種であるということについて承知しております。この法律ができるときにも、すでにその状態はあつたのでございまして、それでもなおかつ保護が必要であるという建前で法律がつくられたわけでございまして。ですからその業種のうちの人労働者の労働時間を長くして、労働強化にして行くことは認めざるを得ないと思つてございまして。これは職場を奪われてはうり出され、失業しておる他の多くの婦人労働者の問題と関連しておると思つてございまして、こういうふうな、この法律ができるとき、すでにこの業種はこれだけの時間であることではめられたものがくずされて行くことによつて、すべての産業に——今紡績でも十二時間労働とか十時間労働ということが平常になつておるのです。工場で働く婦人労働者だけではございせん。官庁、銀行、百貨店、あらゆる婦人労働者が低賃金のために時間外労働というふうなことをいられて、それにみずから乗ずるというふうな状態にあるわけですね。婦人労働者の持つていた既得権、今まで権利として保障されていたものを

が一角からくずされることによつて、法律があつても時間外や休日返上で苦しめられておる婦人労働者に、これらが当然なこととしていられて行くことになる、こういうことを私も言つておるわけでございまして。そういう事実があることは婦人少年局長も御承知だと思つて、その点についてどういう対策をお考えでございませうか。

○藤田政府委員 ただいまこの改正によりまして二つの点がくずされて行くというところをおつしやいました。たとえば時間外労働につきましては、法律の中にはつきり年間特別な時期であるところの決算のときというところ書かれております。また深夜業に關しましては、三者によつて構成せられておりますところの審議会においても、その問題が心配せられた向きもございしましたが、エアガールまた寄宿舎の舎監とか、そういう人々については、労働代表も了承されたのであります。そして今後新たなものを加えて行くときには、必ず労働基準審議会において慎重に審議し、労働大臣の決定をまつて告示されるというふうな、非常に厳格な規則がついておるのでございまして、御心配のようなことはないと思つておられます。

○柳澤委員 御心配のようなこととはなというお話でございしましたが、私はこの前の不当労働行為のとき、たしかコロンパンのときでしたが、ミス・ウィルソンが、厳罰に処すべきなのに、これは違反者なのだから即刻罰すべきだということを言つてお帰りになつたと思うのです。やはりこういう理解がなければだめだと思つて、今行われていることに對する罰則をつく

ることが必要なくらいじゃないかと思つて、だから法律があるから守られるだらうじゃない、今法律が破られておる事実に対してどうするかというところが先でないか。そうでなければ婦人の保護はやれないのじゃないかと思つてございまして。その点についてはどうでございませうか。

○藤田政府委員 破れております事実について、私は、私も婦人少年局長といたしましては、基準局とは別個の一般的な調査という立場から、常に大きな関心を示しております。労働基準局長その他に常に御相談申し上げて、できるだけ破られる事実がないように、大きな努力をいたしておるつもりでございまして、今後ますますいいしたいと存じております。

○島田委員 柳澤君の質疑も終了いたしましたから、午後二時まで休憩いたします。

午後二時二十八分休憩

○島田委員 休憩前に引き続き會議を開きます。柳澤委員君。

○柳澤委員 労働大臣にお尋ねいたしたいのであります。地方公営企業労働関係法案についてであります。まず第一條からお伺いしたいと思つて、この第一條の規定を見ると、前段の方には「労働関係の確立を」とある」ということで労働権の保障の意味が含まれておりますが、後段を見ると「地方公共団体の経営する企業の正常な運営を最大限に確保し、もつて住民の福祉の増進に資することを目的とする。」というふうなありまして、この後

段の規定では労働権の保障的な意味が含まれておらぬ。もつぱら公共の福祉とこの事業を営む方の立場の規定があるように思つております。ところがこの法律は名前からして労働関係法といふことでありまして、どちらに属するのかわかりかねないのであります。労働大臣はこの法律もいゆる労働法のひとつだと思つておられるのか、これをはつきりしていただきたいと思つております。

○吉武國務大臣 お話のごとく地方公営企業法は、一つには団体交渉権を認めること、もう一つは、労働間の調整をどうするかというところを規定し、二つの内容を持つたものであります。それからもちろん労働者の基本権を保障するものと同時に、その労働間の問題をどうするかということも、労働法の一つの重要な法律内容でございまして、

○柳澤委員 ただいまのお答えでは、労働法の重要な一つであるというように承つたのですが、しからば、憲法二十七條に「労働の権利が定められており、二十八條にその具体的な例として団結権、交渉権、行動権の三つが保障されております。しかしこの憲法の規定は、少くとも経済的自由の保障を規定したもので、経済力なき者と、経済的優位な者との間の調整をはかつて、団結権、交渉権、行動権が認められておるものと私は解釈するのであります。そういういたしますれば、労働三法は、いづれもこの憲法に定めるところの基本的な権利の保障を裏づけるという規定でなければならぬ。たとえば財産権を保障するものは身体生命を保障する

る憲法の規定の裏づけとして刑法、刑事訴訟法があると同様の関係に立つべきである労働法である以上は、労働権——私は団結権、交渉権、行動権を憲法上の労働権と名づけておられますが、この憲法上の労働権を保障する規定がこの労働三法でなければならぬ、かように私は考えるのですが、ただいまの労働大臣のお話の、労働法の一つであるという法律と、憲法二十八條のたゞいま申し上げました団結権、交渉権、行動権の規定との関係は、いかに御解釈になるのか、明らかにしてほしいと思つております。

○吉武國務大臣 御承知のように、憲法二十八條は、労働者の団結権及び団体交渉権、団体行動権についての規定をいたしております。従ひまして地方公営企業法に基く一つの法律でございまして。従つて先ほど申し上げたように、労働組合をつくり、また団体交渉をすることを許す法律でございまして。ただ問題は、憲法二十八條に保障する労働権と同時に、一般公共の福祉という問題が憲法十二條及び十三條に規定されておまして、その調和の問題がございまして。従つて現在国家公務員及び地方公務員につきましては、その公務員たる性質にかんがみ、これは国家、公共の福祉一般に奉仕するものであるというところから、争議権が認められていないのであります。争議権ばかりではございせん。現在のところは、団結権、団体交渉権も認められていないのであります。しかしながら地方公務員の中でも、市電とか水道等一般の企業のものにつきましては、国鉄、専売等とその性質が似ておりますので、せめて組合をつくり、

また団体交渉をする権利を認めるべきではなからうかというところから、今回提案したような次第であります。

○柳澤委員 今のお話から、この法律もまた労働法の一つとして憲法の保障する労働権を具体的に裏づける規定であるとおっしゃるのではないかと思います。どうも公共の福祉の問題がはつきりしません。どういふようですが、簡単にだけつこうですかもう一度承ります。この労働法の精神も、またこの法の目的も、この憲法上認められている三権を具体的に保障する、いわゆる権利の裏づけを行う規定であると解釈してよろしいでございましょうか。

○吉武国務大臣 先ほど申しした通りでございまして、この地方公労法は、憲法二十八条に保障するところの団結権及び団体交渉権を保障する規定でございまして、

○柳澤委員 私も、あくまでさような憲法の保障するところの規定は、原則的、基本的なものであつて、これが具体的に規定されるのがこれらの法律である、従つてその裏づけをなす規定であると思つてお尋ねいたしたのでありますが、幸いに労働大臣も同じような考えであります。そういういたしますと、もつぱらこれらの法律の労働法なるものは、たとえば人身保護、財産の保護に対するところの侵害を受けた場合の刑法、刑事訴訟法と同じような意味において、この基本的権利が侵害されないように保障せられるという、な権利関係を明らかにするものでなければなりません。少くともこの労働権の保障、権利の裏づけであると思ふならば、この法律の第一條後段におきまして、「住民の福祉の増

進に資することを目的とする」というようなはなはだあいまいな目的があるが、この法律がいわゆる憲法上の基本権を裏づけるところの規定であるとおっしゃるなら、こういう後段の規定があまりと、はなはだその点この法律の目的を不明確にするものではないかと思ふのであります。のみならず、さういふ考えれば、この法律の表題からして労働関係法の関係という言葉をまことに意味がなく、かえつてたゞいま申されるように基本的な労働権の保障という点から見ますと、関係となつた方がよいのではないかと思ひますが、労働大臣はいかがお考えになりますか。

○吉武国務大臣 労働法につきましては、立法の方法はいさゝかございまして、フランスなんかの労働法のように、組合法も関係法もその他の労働関係一切を一つの労働法規としてまとめているところもあります。日本の労働法の体系は、労働組合法と基準法と、労使間の関係をいかに調整するかという三つの労働法の体系をもつて進んでおるものであります。従ひましてこの公労法にいたしまして、今回提案いたしました地方公労法にいたしまして、お話のように概念的に言うならば、団結権を認めるのならば団結権を認めるだけの法律をつくり、そうしてその際の団体交渉によつて行われる関係をいかに処理するかという法律は別に一つつくるということも、これは法律の体系としてはいくらでもできます。しかしそうばら／＼にわけないでも、問題は一つの問題である。団体交渉を認めても、その団体交渉を認めた場合、そ

の間に話がまとまらなかつたらどうするかという問題が現実に出て来る。そうすると、それは現在の公労法と同じように、それだつたら調停なりあるいは仲裁委員会にかけたときに、もしそれでまとまらなかつた場合はどうするか、それは果実なりにかけてまして、最後の承認を求める関係になります。でありますから、お話のように、団結権を認めるなら認めるだけの法律をつくつたらどうかということも一つの方法ではあります。そう二つにわけ法律をつくりませんが、問題は、やはり一つの関係の問題であります。従つて地方公労法にいたしまして、国家の公労法にいたしまして、一つの中にまとめてあるわけでありまして、

○柳澤委員 ただいまのフランスの御説明、私もフランスにいたしまして労働法をいささかやつたつもりであります。が、今のようなお説で日本の労働法なるものを御解釈になられるということ、少くとも紛争のあること、あるいはあるべきことを前提とした法律をつくられておる。それなら私は憲法の団結権、交渉権、行動権の保障的な裏づけ的な規定であり、他のすべての法律体系において憲法が基本権を認めますと、これに対して具体的な裏づけ規定がすべて存在する。それと同じような意味合いにおいて、すなわち憲法二十八条との労働法との関係は、他の法律における同じような関係であるという、先ほどお尋ねいたしましたところとまつたかかわつて来るのでございまして、ただいまのように労働の紛争ということが起つたらどうするとか、しないとかいうことで憲法の保障

規定を定めるということそのものが、私は考え違ひじやないか。紛争のあるということを考えて、紛争処理の規定のみに力が入つてゐるように思う。紛争のあるなしの問題は、これら労働法に規定すべきではないと私は思う。少くとも権利の具体的な保障規定を設けるこの三法の建前におきましては、先ほど労働大臣自身がおっしゃられたような、憲法と、この法律との関係に立ちますならば、私はこの紛争を前提とした調停の規定なんというものは大體間違ひではないか、かように思うのであります。むしろ紛争が起つて、権利が濫用されるならば、行動権にいたしまして、交渉権にいたしまして、権利の行使は、公共の福祉に反する行動に出るならば、これは権利の行使ではない、権利の濫用は権利の行使として認めておらないのでありますから、権利の行使でない行動があるならば、他の法律によつていくらでも処断できます。刑法その他すべての法律によつて処断することができ。ひとり労働権についての、紛争を前提とした大きな立法をなさなければならぬということは、法律体系においてもまことに悲しむべき混乱を来しておるのではないか。その意味において権利の行使でない。違法な行動があれば別の法律でやつても——これは決して労働運動と限らない、労働行為と限らない。むしろそれは單なる不法行為としていくらでも処断できるものであつて、この法律に両方をあいまいに盛り込むということは、先ほど来の御説明では納得できません。私はさうに考へて、労働政策の最高責任者が、

紛争を前提として法律をこしらへようというふうな考えであるならば、幾回もここで他の委員から質問がありまして、特に労働大臣は、三月ストなどでも政府が諮問委員会に諮問中でまだどんな立案に着手するかわからないうちに、労働法改悪反対といううな計画を立てて国民に呼びかけておる。ことに地方公労法などは団体交渉権を復活しようというのであるのに、内容も知らぬで反対しておるという御説明をしばしば繰返されておりましたけれども、私はこの労働法の建前は、先ほど来申し上げたような建前でないならばならないと思ふ。しかるに紛争を前提とした規定をされようとするところの労働行政の思想という方針というが、さういふものがまだ出もしないうちからゼネスト計画などにぶつつかつてしまつて、非常に悪い感情を興える結果になるのではないか、こういうことをおそれるのであります。この点に關する労働大臣のお考えはいかがでありますか。

○吉武国務大臣 先ほど私申しましたように、法律のつくり方としてはわけてつくことも可能であります。決してできぬこととやありません。しかしながら、わけてつくらずに済む問題ではなからうか。つまり紛争を前提とするとおっしゃいますけれども、組合をつくり団体交渉をするということ、は、それによつて対等の立場に立つて意見を吐き合つて妥結するのであります。妥結しない場合においては、いわゆる団体行動権としてストライキ権まで憲法は保障しておる。でありますから全然紛争がないものだということなら、初めから組合をつくつたり団体交

労働問題を認める必要はないのでありま

題がなくなるというはずのものではござい

行くことが、われ／＼の義務でもある

同時に、労働者の基本的な権利を保障する

○吉武国務大臣 労働組合の方で反対

す。労働問題というものはやはりそう

○柳澤委員 私はもはや労働大臣の考

○吉武国務大臣 労働問題の基本的な

○柳澤委員 その点は先ほど来何べん

○吉武国務大臣 労働問題の基本的な

いう意見の不一致という問題があり得

え方はお聞きしたのであります。第一

○吉武国務大臣 労働問題の基本的な

○柳澤委員 その点は先ほど来何べん

○吉武国務大臣 労働問題の基本的な

そうしたならばその不一致の場合にはど

○柳澤委員 私はもはや労働大臣の考

○吉武国務大臣 労働問題の基本的な

○柳澤委員 その点は先ほど来何べん

○吉武国務大臣 労働問題の基本的な

うするから、ただ組合をつくつて

○柳澤委員 私はもはや労働大臣の考

○吉武国務大臣 労働問題の基本的な

○柳澤委員 その点は先ほど来何べん

○吉武国務大臣 労働問題の基本的な

団体交渉権を認めればよいというわけ

○柳澤委員 私はもはや労働大臣の考

○吉武国務大臣 労働問題の基本的な

○柳澤委員 その点は先ほど来何べん

○吉武国務大臣 労働問題の基本的な

労法におきましても団体交渉権だけ認

○柳澤委員 私はもはや労働大臣の考

○吉武国務大臣 労働問題の基本的な

○柳澤委員 その点は先ほど来何べん

○吉武国務大臣 労働問題の基本的な

める法律をつくつておくことも一つで

○柳澤委員 私はもはや労働大臣の考

○吉武国務大臣 労働問題の基本的な

○柳澤委員 その点は先ほど来何べん

○吉武国務大臣 労働問題の基本的な

あります。そのかわりにまた、そのと

○柳澤委員 私はもはや労働大臣の考

○吉武国務大臣 労働問題の基本的な

○柳澤委員 その点は先ほど来何べん

○吉武国務大臣 労働問題の基本的な

ときに酷が一致しなかつたらどうする

○柳澤委員 私はもはや労働大臣の考

○吉武国務大臣 労働問題の基本的な

○柳澤委員 その点は先ほど来何べん

○吉武国務大臣 労働問題の基本的な

という法律を別にするのであります。

○柳澤委員 私はもはや労働大臣の考

○吉武国務大臣 労働問題の基本的な

○柳澤委員 その点は先ほど来何べん

○吉武国務大臣 労働問題の基本的な

おつしやればそれも別であります。し

○柳澤委員 私はもはや労働大臣の考

○吉武国務大臣 労働問題の基本的な

○柳澤委員 その点は先ほど来何べん

○吉武国務大臣 労働問題の基本的な

かしそれはただ形式をかえただけの問

○柳澤委員 私はもはや労働大臣の考

○吉武国務大臣 労働問題の基本的な

○柳澤委員 その点は先ほど来何べん

○吉武国務大臣 労働問題の基本的な

題であります。問題の解決にはなら

○柳澤委員 私はもはや労働大臣の考

○吉武国務大臣 労働問題の基本的な

○柳澤委員 その点は先ほど来何べん

○吉武国務大臣 労働問題の基本的な

ぬ。でありますから世界の国の労働法

○柳澤委員 私はもはや労働大臣の考

○吉武国務大臣 労働問題の基本的な

○柳澤委員 その点は先ほど来何べん

○吉武国務大臣 労働問題の基本的な

の中にも、一本のうちに労働法をまと

○柳澤委員 私はもはや労働大臣の考

○吉武国務大臣 労働問題の基本的な

○柳澤委員 その点は先ほど来何べん

○吉武国務大臣 労働問題の基本的な

めた国もございませう、一々わけた

○柳澤委員 私はもはや労働大臣の考

○吉武国務大臣 労働問題の基本的な

○柳澤委員 その点は先ほど来何べん

○吉武国務大臣 労働問題の基本的な

国もあるわけではございまして、私はそ

○柳澤委員 私はもはや労働大臣の考

○吉武国務大臣 労働問題の基本的な

○柳澤委員 その点は先ほど来何べん

○吉武国務大臣 労働問題の基本的な

の点については別にそう違ひはないと

○柳澤委員 私はもはや労働大臣の考

○吉武国務大臣 労働問題の基本的な

○柳澤委員 その点は先ほど来何べん

○吉武国務大臣 労働問題の基本的な

思つております。

○柳澤委員 私はもはや労働大臣の考

○吉武国務大臣 労働問題の基本的な

○柳澤委員 その点は先ほど来何べん

○吉武国務大臣 労働問題の基本的な

○柳澤委員 たゞいまのお話はそれは

○柳澤委員 私はもはや労働大臣の考

○吉武国務大臣 労働問題の基本的な

○柳澤委員 その点は先ほど来何べん

○吉武国務大臣 労働問題の基本的な

交渉権を認めた趣旨に沿うわけです。

しかしそれだけでもつて県会を拘束するといふことはおもしろくございませう。最組決定はちようど公労法が国会の承認を求めるのと同じように、県会にかけまして、県会がそれは団体交渉をし、労働委員会が間にあつてこつたがよいといふふうなきめたのだから、それは認めたかどうかといふことで県会が承認いたしますればそれを尊重し、もしそれが従来の條例と違つておれば條例をかつて行く。そうあるべきではないか。もし従来きめた條例に反して裁定が行われ、しかも條例の方がよいと県会が認めたときには、おそろく承認しないでありまじよう。承認しなければもちろんそれは採用にならないといふ建前になるのであります。條例といふものはいろいろございまして、もちろん組合との間で団体交渉の対象にならぬものを交渉してかえるといふことはできませんが、條例の中には給與に関する條例もありまじよう。従つて団体交渉で給與に関する事項について裁定が下り、県会が承認してそれが従来の給與準則といふものと違つておれば、その妥結に従つて給與の條例をかえるといふことが建前である、かように存じます。

○柳澤委員 私もかつて地方労働委員をしておりました経験がありますが、ただいまのお話は、実際地方労働委員などをやつておつた立場から見ると、実際と非常に強い感じがいたします。いやしくも地方公共団体の住民たるものは、條例に服すべきであるといふ運法精神は労働委員会といへどもかわりありません。労働委員会であるから定められた法律を越えて、運法精神を破

壞してまでも組合に押されなければならぬような場合は、私がやつておつたときは労働運動の最も盛んであつた時分ですが、決してありません。そういふときにはまず先に條例を改正してもらうといふ手続を経ます。そうしてその改正された條例に基づいて、少くとも法律を遵守して協定を結ぶといふことが当然であります。しかるにこれはこの法律をもつて無理に條例の運法精神を破壊して、それに抵触する内容を有する協定が締結されたときはといふことになつております。締結された後において條例をかえるといふことを、法律をもつて公然認めようとする。日本国民の運法精神そのものからいつてこれではよろしいか。国民が法律を守ろうとする尊い気持が、国民の一條文によつて多く破壊されることは当然であります。多数組合をつくつてもさうやつたら、労働委員会もこれにつかつて、現在定められておるところの條例を無理やりその協定で改正する。しかもそれが法律で保障されている。そんなばかな話がどこにあるか、少くともさういふ情勢にあるなら、條例をかえなければいけません。その改正された條例に従つて組合もまた労働委員も行動すべきであるといふのが当然の法律の建前でなくてはならぬと思ひます。かくのごとき法律をこしらえて、日本国民全体の運法精神を破壊するといふようなことは、法律をもつて生きておるわれ／＼としては断じて許しがたいところでありまして、労働大臣のお説はただいま御説明の通りといふこととございませうか。

○吉武国務大臣 多少誤解があるかと存じますが、一般の條例をかえるといふ趣旨ではありませんで、つまり地方公労法によつて団体交渉権を認めます。そうしますと給與その他についての労働条件について理事者側と団体交渉いたします。団体交渉をいたしまして結果、たとえば給與について今まで十段階にわたつたといふ給與規則が條例できまつておつたといふと、それが十では少いから十二にしよう、それは組合の意見を入れようといふことになつて、かりに妥結したとするならば、それに従つて給與準則といふものをかえて行くといふことが建前でなければならぬ。ただ條例できまつておるから、かえないのだといふことであつては、団体交渉をしてみても意味がないのであります。そのために起る変更であります。

○柳澤委員 それは私は誤解ではないのです。條例は改正できないものではございません。ただ單に交渉で條例に抵触する内容を有する協定が締結されるということとを法律が認めておつてよろしいのかどうか。そんなばかな話はない。おつしやるような場合はしばしば起ります。かつて起りましたが、さういふ場合は常に條例を改正することを先にしておきます。これは常にできることであります。給與の面だとおつしやるけれども、この法律は何にも書いてない。当該地方公共団体の條例に抵触する——その住民が従わなければならぬ規則に抵触する協定を、その長が締結してもよろしいといふようなことは、あまりにもつて運法精神を破壊するといふのが私の考え方でありまして、今のお答えでは私にはどうも理解できません。たとえ給與であらうと、給與が不当であつたら、先に條例を直す

のがよい。條例を直さないでやれとは私は申しません。條例を直してしかる後に締結すべきものである。締結されるときではなく、締結しなければならぬような状況のときには、その條例を改正するように必要な文句をいくらかで書ける。こういう條例をあとから改正させる、有効に存在しておる條例を守らぬでもよいといふ書き方をせぬでも、いくらかでも方法はあると思ひます。私はただそのことを申し上げておきます。

さらに労働関係調整法の一部改正の点につきまして問題となつておるいわゆる緊急調整、この問題は皆さんがきつめて詳しく質疑されましたので、私はほとんど盡されておると思ひます。が、この規定が通過いたしました後に、おいて、非常に疑問の大きいところがありまして、これが解決の一助にもなると思ひますので、労働大臣の明快なお答えを願つておいた方がよいと思つて、二、三お尋ねいたしたいと存じます。

まず三十五條の二の問題ですが、「公益事業に関する労働争議又はその規模が大きい若しくは特別の性質の事業に関するものであるため」といふものの規模の大きいといふのはいかなる標準、どのような程度をもつて大規模であるといふ問題か。特別の性質の事業といふ問題も、どこから判断して特別の性質といふ區別をつけるのか。この具體的な点。もう一つついでですが、「労働争議につき、これを放置することにより」云々とあります。この「労働争議につき」といふのは、労働争議が開始されてからか、争議の動きその他明確に予想される場合も含むのか、

この点を簡単ににお答え願ひたい。

○吉武国務大臣 この緊急調整の発動については、お話のように非常に大事なことでございまして、従つてその一つの要件は、公益事業であるか、大規模の争議であるか、特別の性質かといふこと、同時にもう一つの要件は、公共の福祉に著しい障害になるということでありまして、しかもそれがほつておいたならば、さらに国民生活に重大な損害を及ぼすと認められること、こういう三つにしばつてあるわけでありまして、そこでお尋ねの公益事業は、これはもう法律に規定してありますから明瞭であります。が、大規模につきましても、例を申し上げますれば、全国的に石炭のストに入る、これは私は大規模と言へるのじやないかと思ひます。それは、全国的に石炭のストはみんなこれにかかるといふこと、それは、全国的に石炭がストに入りましても、それがすぐ公共の福祉に重大な障害を及ぼすとは私は言へないのじやないかと思ひます。

○柳澤委員 抽象的な標準をお示し願ひます。

○吉武国務大臣 抽象的な標準は、何人以上といふことはございせん。三つの要件がそろつていて、それがほつておいたならばたいへんなことになるという緊急な状態に立ち至れば発動する、こういうことであります。それから特別の性質といふことも非常に抽象的なことであります。が、先ほども申し上げましたように、たとえば業にいたしましても、ある特殊な注射液なんかつくる工場が一つか、二つという場合がございまして、しかしそれが長期に

とまりまして予備がないということになりますと、これは伝染病の建前上はつておけぬということもございしますので、こういうものが特に加わつておる。

それで、この公益事業、大規模の争議及び特別の性質というものは、現在もこの種の規定が労働法の中にございしまするが、それと同じような考えを持つております。

○柳澤委員 そうすると、その制定はだれがされるのですか。

○吉武国務大臣 労働大臣であります。

○柳澤委員 それは他の法律についてもしいふん疑義のあるところでありまして、他の法律にあるところの、ずさんな規定をそのままこれに持つて来られたのではたまたぬと思うのです。これは労働大臣の非常に大膽な権限を承認することになります。さらに、これを放置することにより国民生活に重大な損害を與へると認めたとき、という、「重大な損害」ということは、私は分析すると二つに考えられやせぬかと思う。如上のような行動の結果、重大な損害を與へるといふことは、一つは、その安寧秩序を破るような争議の行動が、たとえば不穏である場合と

いうようなものが対象として考えられる。すなわちこれは治安上重大な損害を與へるといふことが一つ考えられます。もう一つは、その行動自体でなく、その行動の結果として経済上の損害、たとえば生産をまつた低下せしめるとか、つまり争議によつて経済的な損害を及ぼす結果になることが考えられます。この二つの治安上の損害と経済上の損害とはつきり区別されるもの

と思ひますが、この場合には両者を含めるのか、それとも経済上の損害だけを意味するのか、これを明確にしていただきたい。

○吉武国務大臣 御指摘になりましたように、これは両方含むと思ひます。いづれにいたしましても、国家、公共の福祉に重大な障害を及ぼすというものでなければならぬと思ひます。

○柳澤委員 これは両方含むとすれば非常に重大な問題だと私は思ひます。たとえばその労働者の行動権、争議行為そのものが不穏であり、その行動が安寧秩序を破るようなものである場合に、これを対象として発動されるのは当然にいわゆる治安関係である。労働大臣が、そういうようなものつばら治安上の問題までもこの中に当然含まれるということになると、私は非常に大きな問題であると思ひます。それは治安立法として当然別に考えられなければならないものであつて、ここにはもつぱら

そうした行動の結果、経済上に重大な影響を及ぼす認められるものに限定さるべきものではないかと思ひます。しかしながら、ただいまのお説ですと、その両方が入るといふことであります。その点、この点は法務総裁に聞かなければならない。法務総裁は、かつてここで他の方に答弁されて、こういう争議行動についての治安上の問題については、治安立法を今国会に出すようなお話をされた。今の労働大臣のお説では、その分野までもこの緊急調整の規定一本でもつて干渉するということになりはしないかと思ひます。そういうようなことは、おそらく閣僚として閣議できめられることでありまして、御承知のことです。法務

総裁が何と答えたか知らぬとおつしやられないと思ひますが、その間の調整はいかにいたすのであります。

○吉武国務大臣 法務総裁が今考えられております治安立法は、国家緊急事態に對しての処置であります。私どもが今ここで考えておりますのは、労働問題として、労働争議として問題が起つて、それをほつておいたならば国民に重大な障害を及ぼすときには、緊急調整によつて、つまり公正な機関にかけて問題を解決しようということでありまして、法務総裁が考えられておりますのは、労働問題以上の問題であります。そういう問題は、あるいは労働問題の名のもとに出て来るかもしれないが、それ以上の問題であるときには、これを治安立法として取扱うという問題であります。

○柳澤委員 だから私は先ほどからそれを尋ねておる。同じ労働争議でもたくさん人の行動が不穏であるというような場合も含むのか、また治安上の重大な損害も入るのかと申し上げたら、経済上の問題だけではないとおつしやられるから聞いたのであります。ただいまのお説ですと、治安上の問題は入らないようなお話であります。前の御説明とどちらをとればよいのか、もう一べん明らかにしていただきたいと思ひます。

○吉武国務大臣 争議というものは、治安上の問題も付属いたします。私どもの今ここに考えておるのは、労働問題として出た場合に、それをほつておいたならば国民生活に重大な障害を及ぼす場合には、それが経済的に大きな打撃のものもありましようし、あ

るいは国民の安全に関する問題もありましようが、そういういずれの場合でもありましても、労働問題としてそういう状態になつたときに緊急調整を行うというものであります。

○柳澤委員 明晰なる頭脳を持たれる労働大臣にして、どうも重大な損害についてあまり分析されておられない。治安上と経済上が明確にわかれて来る。同じ労働争議と言ひながら限界がついて来る、行動が不穏化するといふような場合には、治安上の問題で單なる労働争議ではない、こういうふうには私は解釈するのですが、労働大臣は、この場合も当然随伴して来るとおつしやられます。随伴して来るにしても、程度が過ぎて治安の方に入つて行けば、随伴するであろうけれども、当然その安寧秩序を維持する面についてのものが治安立法に相當されて来るものと思ひますが、これ以上お尋ねしても同じことと思ひます。

もう一つは、緊急調整の決定をなすということがありますが、緊急調整といふことがどういふことであるかといふことは、労働者を対象としてなるべくわかりやすく書かねばならないこの法律の建前からしまして、これだけではちよつと内容が明確ではありませんが、争議行為をストップさせて、優先的に中労委に調整させるといふことなのであります。それから、それともつと具体的な内容があるのであります。

○吉武国務大臣 そういふ意味であります。それは次の條文に掲げてある通りであります。

○柳澤委員 緊急調整の決定権を労働大臣に認めたこの法案が、緊急調整を決定する権限は一度だけでしやうか、

果次更新できるのでしやうか。その点をひとつ伺ひたい。

○吉武国務大臣 これはもちろん争議について具体的にきまるものでございしますから、その争議については、この調整は一つであると思ひます。

○柳澤委員 果次更新することができるといふか、果次更新することが全然ないのでしやうか、どうも明確でないの伺ひたい。

○吉武国務大臣 その争議については一つであります。

○柳澤委員 これで五十日の間争議をすることができないということになつておりますが、五十日では長過ぎないかという質問が大部分ありましたけれども、五十日もたつておると、いわゆる緊急調整でなくとも、一般原則によつて調整できるようになりはしないでしょうか。従つてこの五十日ということ

は、意味がないのではないでしやうか、いかがでございませうか。

○吉武国務大臣 これは過去、中央労働委員会等において調停をいたしました実績から見ても、大体五十日ぐらゐかかるのであります。でありますから、まずこれくらいは必要ではないかと思ひます。

○柳澤委員 その五十日の争議停止は、一切の行動権の停止でございませうか。その点をお尋ねしておきたいと思ひます。

○吉武国務大臣 これは一切の行動権じやございませんで、争議行為であります。

○柳澤委員 争議行為、いわゆる憲法二十八條に言う行動権のうちの争議行為だけをとりということでございます

か。

○吉武國務大臣 その通りであります。

○柳澤委員 なお質問したい点があります。私は時間の関係上、この程度にしておきます。

○島田委員長 青野武一君。

○青野委員 私は昨日から特別調達庁長官に御出席をお願いしておいたのですが、やむを得ない事情のために午前中だけで、今間合せてみますと、何か長官室で重要な会議があるということとございますので、吉武労働大臣にひとつ御質問をしたいと思います。特別調達庁長官には、明日でも御出席願えれば、あわせてそのときに質問したいと思ひます。

大体私が御質問をいたしまする前に、労働省といはしても、特に政府といはしても非常に苦慮しておられます労働を中心とするいわゆる第三波スト、それがきょうの新聞を見ましたので、大体の計画がはつきりして参つたのでございます。これは必ずしも労働の態度ということではございませぬ。社会党に所属する労働委員としての私が、こういう点が日本の労働組合にとつて、今度の労働法改正に対する不満な重要箇所ではないかと思うことを一応申し述べまして、それによつて各項目別に、時間の許される範囲で御質問したいと思ひます。

第一に、まだゼネスト禁止法は出ておりません。おりませんけれども、大体私がこゝで日本の労働組合の意思を代表して、こういう点に不満があるという点を大別すると三つであります。これはこまかく並べて九つになります。

す。一々こまかい條文を通じて批評し、あるいは労働組合の立場からいろいろ意見を申し述べて行けばまだたくさんございませぬが、大体三つにわけまして、かりにゼネスト禁止法といつたようなものが出るというし、それなら、それを二つにわけ、ゼネスト禁止法については、一、ゼネスト禁止法の制定はしないこと、二は、その他治安に関する単独立法においても、労働組合運動を對象とするゼネスト禁止法類似のものをつくらないこと。

その次に大別して二つございませぬが、争議の調整について四つにわけ、一、争議の調整について、公益事業の争議行為を冷却期間を廃止して、大体一週間の予告制度にすること。二、調停申請の労働委員会による却下制度は設けないこと。三、政府原案の緊急調整制度は事実上のスト禁止法であり、政府の争議介入であるからこれを取除くこと。四、争議の禁止という前提ではなく、争議の有効な解決に重点を置き、労働委員会制度の活用という建前において、現行法の労働委員会による争議調整規制を整備する方向でもつて改正をすること。

大別しての三になりますが、なお公務員関係の労働基本権復活は不十分であるから、次の趣旨に沿つて改正すること。一、公務員のいわゆる単純労働者（教員並びに地方公務員中の単純労働者を含む）と公共企業体並びに地方公共企業体の労働者に争議権を與えるものと、争議調停制度については別途考慮すること。二、仲裁裁定の政府に対する拘束力について明記すること。三、非現業公務員に対しては団体交渉権を認めること、また公務員法

の公務員の政治活動の禁止、団結権に関する諸制限等を撤廃すること。

大体大きくわけましたのでこの程度が労働の考へていく点ではないかと——私はその機關に直接参加しておりませんから、これが労働の方針であり、態度であるといふことを明言することはできません。しかし私は社会党所属の労働委員としてこの点に不満があり、こゝういふ態度と意見を持つておるから、やはり月がかわりますと三波のストが必然的に決行せられるのではないかと、かように考へておるもので、項目別に從つて簡単に——私自身も重要な會議を控えておりますので、残余の分は明日に譲らせていただきますと思ひます。

（委員長退席、船越委員長代理着席）

今申し上げましたことに關しまして、ついでと申し上げてはまことに何でございませぬが、一応こゝで研究を要する問題がございませぬ、勢い関連をしておきますのでお尋ねをいたしますが、二十日の日に同僚労働委員の諸君から御質問になりました例の吳、山口地区の國際連合軍、中身はイギリスと豫州軍と聞いておりますが、これらの國連軍の下で使われてゐる日本人の労働者約一万三千人が、最近一箇月平均給料三千円を削減せられて、そしてこれは駐留費の中から日本の政府が負担すべきであるという主張をなされてゐる。ところが新聞紙の報ずるところによりますと、國連に加入するまでは、日本の政府にさうな負担をする必要はないのだ、義務はないのだといふことが書かれております。しかしこの問題はやはり全国的に大きく波及するおそれがございませぬので、早急に解決しなければならぬ問題と思ひます。新聞によりますとクラーク國連軍司令官と岡崎外務大臣がこの問題について急接話し合ふといふことも報ぜられておりました。そして最後に問題が紛糾すれば、勢い終戦処理費の中から、この三千円を一応立てかゝるから、労働者に対する不払い、遅払い等を緩和するために何らかの処置をとるために、終戦処理費から流用しなければならぬのではないかと一いつたような新聞紙の見通しも書かれてございます。これについてはずで二十日であつたと思ひますが、同僚委員からの質問もございませぬが、政府といはしましてはこの問題についてどの程度に話が進められてゐるか。もし閣議でも開かれたといはしますならば、この問題についてどのような協議が具体的になされたのか。これは單に山口、広島地区の國連軍と日本の労働者との關係だけではありません。おそろく全国的に起つて来る問題で、扱ひ方一つによりまして非常に大きな問題を將來に残すと思ひますが、その点について吉武労働大臣並びに特別調達庁の長官にお答えを願ひたいと思つておりますが、長官が御不在でございませぬから、吉武労働大臣にこの点お尋ねしてみたいと思ひます。

○吉武國務大臣 最後の点について申し上げます。例の吳地区における英豫軍に雇われております労働者の給與につきまして、お話のように三千円近い切下げが行われようとしてゐるというのを聞いております。私もどうしては、獨立した直後に、そういう待遇の低下を來すことは好ましいことでない

と存じまして、できるだけ従前のように存続をしたいという希望を持てゐるわけでありませぬ。これをだん／＼調べてみますと、英豫軍の方にもいろいろ意見がございまして、今までの條件ではなか／＼続けにくいからいふことで、組合側といひますか、労働者側と話し合ひをしてゐるようでありませぬ。一部の者はもう切り下げてほしいからといふことで判をいつて契約をしてゐる向きもあるといふことであります。しかしそれはよく中の文字がわからないために判をいつたのではないだらうかといふ向きもございませぬ。いづれにしても、そういう問題でもめま／＼とはなはだおもしろくないこととございませぬから、これはぜひひとつ円満に解決をするように、そしてできるだけ従前の待遇が続けられるようにといふことを、目下外務大臣を通じて折衝させてゐるような状況でございませぬ。

○青野委員 それで大体の輪郭はわかりましたし、納得をしたのであります。が、私どもは日本人の立場から、日本の労働者が——露骨に申しますと、連合國とは、御承知のように先月二十八日午後十時半に一応形だけでも平和條約が締結いたしました。そうすると残つて来る問題は國連軍と日本の政府が、はたして日本に駐留する條約をどう定めるのか、黙認するのか、それらの諸君が日本の國民といふ／＼な關係で應酬を生じたときにはどうするかといふことが、やはりこれも大きな問題として残されて行くときに、労働者の生存権を脅かすといつたような問題が、強い軍事力を背景にして一方的に押しつけられる。そして日本の國會も

政府もそれに手が出ないといったようなことで、労働者の生活を保障して、安心して進駐軍勤務に従事して行くことのできないうようなぐあいに放任することは許されぬ。従つて外務大臣にそれ〴〵交渉をしていただいているということは私もよく了解をいたしますが、できれば閣議で、労働大臣と外務大臣が相協力一致して政府の一つの線を打出して、将来に残されて来る問題を十分に考慮して、やはり労働者の生活権の確保、安心して進駐軍勤務者として十分に労働力を提供できる、そういう態度をひとつ急遽にとつてもらいたいということを希望すると同時に、一応向うが、どうしても財政の關係でその金を払うべきが当然でござい

他を通じてひとつ交渉をしていただきたい。そういう線にまとめ上げるように努力をしていただくお考えがござい

ますか、その点をひとつお答え願いたいと思います。

○吉武國務大臣 御意見の点は十分考

えてみたいと思ひますが、問題はただこれを日本政府で一時負担するという

ことになりまして、将来のこれらの国連軍の費用の負担の問題にも關係して

来ることでございまして、これは輕

輕には取扱えないと思ひます。私ども

としては、労働者の待遇ということに

つきましては、お話のごとく重大な関

心を持つておりますし、また今後の問

題もあることでございまして、最善

の努力を払うつもりでおります。

○青野委員 昨日から逐條審議及び総

括的な質問を含めて、各党の代表者に

よつて順次御質問が行われておりまし

たが、私は出席して聞いておるときも

ございまして、いろいろの要件で出

席できない場合もありましたので、多

分重複して行くだろうと思ひます。し

かし非常に大きな問題は先ほど申し上げ

ましたような項目でございまして、一

応ここでお尋ねをしておきたいと思

ひますのは、地方公営企業労働關係法

のうちの各條文にわたつてでありま

す。嚴密に申し上げますと、相当項目質問

を申し上げたいと思ひますが、時間の

關係で明日また発言のお許しを願いま

して、できるだけ重要な点だけを三つ

四つお尋ねしたい。

同僚委員からいろいろ御質問がござ

いまして、私が質問をしなくても了

解した点もたくさんございまして、し

かしこの地方公営企業労働關係法の

目的というものがここに書いてござ

いますように、その重要な箇所は、

地方公共団体とそこに働いておる職員

との平和的労働關係の確立をはかる。

そして「地方公共団体の経営する企業

の正常な運営を最大限に確保し、もつ

て住民の福祉の増進に資する」と書い

てありますが、地方公共団体の経営す

るところの企業に従事する労働者の、

たとえ生活権を確保する、労働権を

尊重するといふ明文がないことは、私

にはなほ遺憾である。従つて、目的

がこういうふうな局限せられており

ますから、第三條に地方鉄道事業、軌

道事業、自動車運送事業、電気事業、

ガス事業、水道事業とありますが、こ

れははたいていの市が水道事業をやつ

ておりますし、また自動車運送事業も各

市がやつております。特に県営でやつ

ておるところが相当ございしますが、そ

こで働いておられます五十人か多くても

三百人くらいの小さい労働組合の諸君

が、一たび給與の問題で地方公共団体

の理事者と対立いたしましたときに、

同結核としては「労働組合を結成し、

若しくは結成せず、又はこれに加入

し、若しくは加入しないことができ

る。」というふうなやこしいことが書

いてございしますが、一応職員の同結核

は認めておりますけれども「職員でな

ければ、職員の労働組合の組合員又は

役員となることができぬ。」というこ

とは、かなり私は制肘を加えた内容で

はないかと思ひます。しかも第六條に

参りますと、「地方公営企業は、その定

める一定数を限り、その職員が労働組

合の役員としてもつばら職員の労働組

合の事務に従事することを許可するこ

とができる。」と書いてある。これは

「許可することができぬ。」でなくて、

許可すると書いてさしつかえないのじ

やないか。それから、「この場合におい

ては、いかなる給與も支給してはなら

ない。」とある。おそらく日本の労働組

合は、特定の例は別といたしまして、

大体において、終戦後六年八箇月の今

日では、その経営者とか、資本家と

から金をもらつて労働組合の専任員

をかかえておるということはないと思

う。そういう点から考えまして、この

間国鉄の代表者の野々山君が参考人

で参りましたときにも言つておりました

が、大体六百五、六十名くらいおりま

したが、自発的に専任者の数を全国的

に百名ほど減らしました、もちろんこ

の負担は組合の負担でございまして、こ

ういうことを言つておる。従つて、私

はあわせてお尋ねしたいと思ひますこ

とは、この職員でなければ職員の労働

組合の組合員または役員になることが

できないといふことでありますが、私

は必ずしも職員でなければ役員になれ

ないとは思ひません。これは裏返しにい

たしますと、その職員が解雇せられ

た場合には、組合のいかなる重要な

地位に立つておつても、勢い組合から

脱落して行かなければならぬ。これが

やはり行政機構の改革によりまして、

人事院を中にはさんで問題が起つた点

でございまして。こういう点については

どういふお考えを持つておられるか。

それと第六條の「職員の労働組合の事

務に従事することを許可することがで

きる。」でなくて、従事することを

得る、とはつきり明文をつくつて、はつ

きりしておいていただきたい、こう私

は考えますが、この点についてどうい

うお考えを持つておられますか。

○實業政府委員 お尋ねの第五條の關

係でございしますが、これもこの企業の

職員が持つております公務員という身

分の性格から出ておるのであります。

公務員たる企業の職員には、單に労働

關係の法律だけでなくして、地方公務

員法の身分關係もやはり残つておるわ

けであります。さうな關係からいた

しまして、この組合員が、企業の職員

でなくなりまして、これは同時に地方

公務員の身分を失つておるわけであり

ます。従つて地方公営企業の職員から

できまして、自然かような制限が加えら

れておるのであります。と同時に、さよ

うな關係から、地方の公営企業と組

合との相互の平和的あるいは友好的な

労働關係の確立という面から見まして

も、この制限を加えることが適當であ

ると考えたのであります。

第六條につきましては、地方公務員

の身分をやはり持つております關係か

らいたしまして、これらの職員は職務

に専念の義務を負わされておるわけで

あります。この職務専念の義務を持つ

ております公務員あるいは組合員が勞

働組合の専任の事務員になり、役員に

なりますことは、専念の義務から離れ

るわけでありまして、従いましてこれ

これらの取扱ひの例外になるわけであ

りますから、法の建前からいたしまし

て企業が許可をするという形式をとる

必要があると考へたのであります。た

だここで「できる」と書いてありま

すが、公労法におきましては實際の建

前は許しているものでありまして、そ

の点につきましての問題はないと考へて

いるのであります。

○青野委員 重ねてお尋ねを申しま

すが、第五條の二項です。これはほかの

委員がおそらく質問したかと思ひま

す。

が、第五條の二項です。これはほかの

が、ちようど私そのときに出席してお
りませんので、伺うのですが「前項但
書に規定する者の範囲は、政令で定め
る基準に従い、條例で定める。」これは
一項の「職員は、労働組合を結成し、
若しくは結成せず、又はこれに加入
し、若しくは加入しないことができる
。但し、管理又は監督の地位にある
者及び機密の事務を取り扱う者は、労
働組合を結成し、又はこれに加入する
ことができない。」というところは、大体
常識的に私もわかつているのです
が、しかし二項の「政令で定める基準
に従い、條例で定める。」ということ
になり、大体普通の会社、工場で
は課長以上は組合に入っていない、ど
うかすると、入っているところもあり
ますが、これは大体的にどうい
うところを標準をおきめるお考えな
のですか。これがやはり将来非常に制
約を受けて来ると思うのです。労働組
合の幹部になり、組合の先頭に立つて
働き、理事者と対立する、非常に無理
な対立があつた後に、結局労働組合側
の方が有利に問題が解決した。そこで
難癖をつけられて、幹部になつてい
る人が職場を離れて行く。これは全国に
たくさん例がございます。そういう点
をあげて、この二項について
は、各地方公共団体の企業を経営して
いるところでは一定の指針がない、全
国的でおそらく「なるものではないか。
私のおります市なんかも、最
近市内の幹線の自動車運送を許可して
もらうためにいろいろな手続をしてい
る。今は水道事業だけでござい
ます。やはり市内の巡警バスを市営で経
営するということになりますと、こ
に大きな問題にぶつかつて来るので

す。これはどういふところに根拠を置
いてやられるか、それが一つの標準に
なつて来ると思ひますから、ひとつ明
確にお答え願ひたい。

○實業政府委員 この規定によりまし
て、非組合員になり得る範囲を大幅
にして、組合活動を抑制しようとい
う考へ方は全然持つていないのであり
ます。ただ先ほど申しましたように、第
二項の趣旨は、地方公務員という身分
を持つております関係から、非組合員
の範囲になりますものは、地方公務員
法を大幅に適用を受けて参ります。し
からざるものにつきますは、大幅に
排除されることになるのでありまし
て、非常にこの範囲を切ることによつ
て重要な法律関係が違つて参るのであ
ります。従ひましてそれらのきめ方に
つきましては、やはり全国いろいろ状
態が違ふと思ひますが、基準を定めま
して間違ひのないようにし、さらにそ
の具体的な面につきますは條例でそ
の地方々々の、あるいは企業の実情に
即応したように定めてもらふという意
向を書いてあるのであります。さてこ
の非組合員の範囲というものをどうい
うふうにきめて行くか。これは青野委
員の御指摘のように、最近におきまし
ては、組合法の改正以来地労委、中労
委を通じて、ほぼこの基準という
ものが常識的にできておるのであり
ます。すなわち、使用者の利益を代表す
るものの範囲というものは、自然定ま
りつつあるわけでありまして、この大
体の基準を企業体なるがゆゑに大幅に
かえるという意向もございせん。た
だわれ／＼といひましては、今後こ
の政令の基準につきますは研究をい
たすのであります、大体われ／＼の

考へておりますことは、現在公労法の
規定に基きまして、日本国有鉄道、あ
るいは専売公社の職員につきますは
は、一応非組合員の範囲、あるいは組
合員の範囲というものを定めておるの
であります。その基準が、大体今後に
おきまして基準になるものと考えて
おるのであります。これは非常に詳
細な規定になつておまして、国有鉄
道だけにいたしまして、種類、場所
からいたしまして相当な数になります
ので、これはいづれ公労法をござん願
ひますればおわかりを願ひますが、御
要求がありますれば、現在とつてお
ります国有鉄道及び専売公社の範囲の
状況は別途御報告を申し上げたいと考
へております。なお御参考までに申し
上げたいと思ひますが、この規定を見
ますと、いかにも一方的に定められ
るようによ見えますが、実際の取扱ひ方
といたしましては、労働者といひまし
ては労働者の意見を十分に聞きまし
て、できるだけ納得の行くところで定
めておるのでございまして、国鉄の例
をとりますと、先般助役がどちらに
入るかということ、われ／＼は非常
に両者の間の調整をとつた事実がござ
います。従ひまして、御懸念のよう
なことのないうに十分気をつけて参
りますし、またさうなことはないも
のと考へておる次第でございまして。

○青野委員 これは柳澤委員も質問し
ておつたように思ひますが、公労法の
三十五條、十六條に關係があるのが地
方公営企業労働關係法の中に、字句が
少しかわつただけで出て参ります。こ
れについて私どもの社会党、並びに日
本の労働組合の諸君の期せずして一致
した意見は、公労法の建前上からい

まして、仲裁裁定は政府に対して一
種の拘束力を持つ。それをはずきり條
文の上に明記しろ。こういう要求、並
びにさういふ態度をとつております
と、第十條に予算上、資金上不可能な
支出を内容とする協定——これは一方
的に国鉄裁定、専売裁定のように、政
府の強硬な態度をみない習うというこ
とではないでしよう。あるいは社会党
の知事のもとにさういふ問題が起る。
あるいは社会党の市町村長のもとで
さういふ問題が起る場合は、スムーズ
にいく場合がある。またその議会の勢力
分野においてはさういふ話にならない
場合も、さういふ規定では出て来る。
それは運用する人、その理事者の立
場によつておる人、その地方議会の
勢力分野によつて大きく左右せられ
る問題であります。二十日の公聴会で公
述人として吾孫子豊氏、これは日本国
有鉄道運輸総局の職員局長の立場か
ら、私が御質問申し上げましたとき
御答へでは、この公労法の十六條は、
予算上、資金上支出不可能なこととい
う規定がございまして、三十五條は御承
知のように、これは当事者双方を拘束
するもので、公務員として争議権等を
奪つておいたものであるから、これは争
議にかかわるべき公務員の一定の生活
を保障するために、マ元帥の指圖によつ
てきたものでございまして、御承知
のように専売裁定にいたしまして、
国鉄裁定にいたしまして、組合に言
わせれば十分な解決がついておりませ
ん。六十億の要求があり、大体その線
で裁定が下りましたが、最後は押し詰
つた一昨年の十二月二日と記憶いたし
ておりますが、四十九億五千八百十一万

三千円という数字が出ておる。それが
最終の判決にかつて、近く何らかの形で
最終の判決が下るようになっておりま
す。さういふ、政府の行き方によつては
地方公共団体と、その企業に従事する
職員との間には、期せずして摩擦が次
から次に全国的に起つて来る。さうい
ふ、ひいては労働委員会というもの
がさういふ問題に忙殺せられて、今
の定員数ではどうすることもできない。
事件は山のようにつかえて来る。そ
ういふこともまた予想せられるのであ
ります。この点について私どもの意見
をいたしましては、地方議会に對して
も、議会の審議権、決議権は尊重いた
します。国会においてもさういふ通り
であります。さういふ日本国有鉄
道の職員局長も、私の質問に答へられ
ました。初めははつきり当事者双
方を拘束するのだから、裁判その他で
ごた／＼しないように言つておられ
ましたが、はか／＼委員の質問に答へて多
少そこが修正されまして、国会の審議
権を無視するのではございせん。国
会の審議権は尊重いたしますが、政府
をして予算をすみやかに議院に出せる
ような点までをはつきり法文の上でき
めておいてもらひたい。同時に東京都
労働組合連合会の中央執行委員長もそ
ういふ意見を吐き、それから国鉄労組
の代表である野々山君がさういふ参
考人の代表として出て参りましたとき
も、組合側の意見を、機關を代表して同
じよう
な意見を吐かれた。これは公労法と
今度の地方公労法とに關連性がござ
います。この点について政府は、日
本の労働組合が期せずしてさうい
うことを要求し、それを希望してお

三
二

と申ししても、国家公務員及び地方公務員は、国家及び公共団体の全体に奉仕する特別の性質のものでございまして、その点が一般の民間と違つたものがあるという点を御了承願ひたいと思ひます。ただ実質上同じような企業に従事しておるものでありますから、その待遇につきましては、できるだけ公正にしなければならぬという点は私も考えておりますゆゑに、今回団体交渉権を認めまして、争議手段によつて解決をし、また県会の最終決定によつて判断を願うという点をとつたわけであります。争議権によつて獲得するか、そういう合理的な機関によつて獲得するかという点の違いであつて、實質的に労働者をそう不利な状況に置きたいというつもりは私にはございませんで、その点はひとつ御了承願ひたいと思ひます。

○青野委員 苦情処理共同調整会議ということはあまり幅が狭いので、この調整会議を通じてはおそらく期待が持てないと言つておられますが、この点について、経営協議会といつたような幅の広い、強固なものにしてもらいたいというふうな公述人の強い希望もありました。それに対するお答えがございませんで、承りたい。

○吉武国務大臣 経営協議会の建前は、一般の企業の運営その他について、労働者が協力してやつて行くというふうな趣旨でありまして、私にはそれ自体は決して悪いとは思ひませんで、しかしそれは法律で強制すべきこととございませんで、協力態勢ではないだろうか、かように存じております。ここに言う苦情処理委員会

というのは、つまり労働条件なり労働関係についての紛争をできるだけこの委員会でも処理して行くという行き方でございますから、これは私はやはり労働法の中に織り込むべきではないだろうか、かように存じておるわけでありませんで。

〔船越委員長代理退席、委員長着席〕

○青野委員 一々お答えをしていただきました点について、引続き私の意見を申し上げるの順序でございませんで、実は私はこのつぎに重大な会議に列席を強要せられておりますので、最後に一点だけお尋ねをしておきたい。

御承知のように、政令二百一号に関する問題であります。地方公務員法の五十七條に「單純な勤務に雇用される者その他その職務と責任の特殊性に基いてこの法律に対する特例を必要とするものについては、別に法律で定める」と同じく同法の附則二十一項には、「第五十七條に規定する單純な勤務に雇用される職員に身分取扱いについては、その職員に關して、同條の規定に基き、この法律に對する特例を定める法律が制定實施されるまでの間は、なお、従前の例による。」しかし事實上、第二十一項の法の精神は實現をせられぬで、政令二百一号によつてそういう取扱ひのままで今日まで放置せられておる、こういうことを私も聞いております。従つてそういう立場で、單純な勤務に従事しております人たちは、労働組合法によつて保障された労働組合活動の自由を認められた法律を制定してもらいたい、労働基準法の適用を認めた法律を制定していただきたい、政治的行

為の制限を全面的に撤廃する法律を制定せられたい、こういうような陳情書を、單純な勤務に従事しております地方公務員諸君のいろいろ方面から私どもは受取つております。これは近いうちに何らかの方法で、それが實現せられるようになつておつたが、それが放任された。一応認められておつて、今度の法案ではそれがはつきり削除せられておる。單純なる電話交換手、給仕、小使あるいは市役所なら市役所、県庁なら県庁の中で、その人の行動によつてそう大きな支配をせられないような、ほんとうに文字通り單純な職務に従事しておる人たちまでも争議権を禁止し、そうしてそれに抵触すれば解雇するといつたような行き方は、この前決定をした精神をやはり蹂躪するものではないか。この点は、私どもは野党全体が不満を持つておるよう聞いております。この單純な勤務者に對しては、いわゆる組合活動の自由はもとより争議権も認める、団体交渉権も認めるというふうに、一応決定したものである。そう一旦定められたものが、二百一号に基いてそのまま放置せられて、今度ここではつきり不当に反對の線を出されたということ、私どもは非常に不満である、この点についての御見解を承りたいと思ひます。

○吉武国務大臣 單純な勤務につきましては、私どもも何らかの処置をしなければならぬと思つております。しかしながら今回企圖いたしましたのは、国鉄、専売と同じように、国におきましても地方の公営企業、地方におきましても労働関係を同じにしようじやないかということをやつておるわけでありまして、これがこのまますぐ單純な勤務に適用されるかどうかという点につきましては、なお相当検討を要するのではないかと思ひます。従つて地方公務員法の中にもわざ／＼別に、二十項でしたか、二十一項でしたかわけて書いてありますように、やはり多少違つて体系を要するのではないかと思ひます。でありますから、あまり輕率に取扱うわけにも参りませんで、一応今回は企業体につきまして整備をいたしましたわけでありまして、将来こういう單純な勤務については、何らかの処置を必要とするとは考えております。

○青野委員 その点で労働大臣の見解はわかりましたが、今回出されている法案では、そういうことをはつきりするという御意思はないものでございませうか。

○吉武国務大臣 今回はもう企業体だけに限つて一応処理したいと思ひます。

○青野委員 私は調停申請の労働委員会による却下制度あるいは政府原案の緊急調整制度は、事実上のストライキ禁止法であるというふうに考えております。こういう点について御質問を申し上げたいと思ひましたが、いろいろな事情で、私自身にも非常につづきならぬ重要会議が控えておりますので、できれば委員長にお願ひします。明日ひとつ質問の続きをお許し願ひたい。それで私の質問は、これで一応打ち切らせていただきます。

○島田委員長 中原健次君。

○中原委員 私はこの前の総括質問

で、関係大臣の御出席がなかつたために途中で遮断されております。それはその場合に明らかにいたしておいたところでありませんで。しかしながら審議の進め方の手続上、これを切斷することが困難なような事情になつて参りましたので、逐條審議とこの兩者を兼ねあわせて、質疑を申し上げることにいたしました。

大体先日来の公述人各位によりまして、かなり広い範圍の見解を聞くことができました。たま／＼その公述人の見解は、大要二つにわかれてました。しかもその公述人の中のはほとんど多数の部分、私どもの見解とやや似通つておりました。すなわち今回の三法案に對する措置は適當でない、しかもしばしばこの法の運営によつて、労働行政を誤るであらうというふうな意味の御見解が述べられたと思ひます。もちろん日経連あるいは国学院大学等の二の方の御見解は、ちやうど符節を合せましたように、吉武労働大臣のお言葉とやや似通つておりました、まことに感慨無量なものがあつたという現象であつたのであります。

さてそこで、私は今度のこの調整の処置等につきましていろいろお尋ねしたいと思つておりますが、なるべく時間を節約するために努力するということから、最初にただ一点、總括的な見解についてお尋ねしてみたいと思ひます。それは昨日午後大臣の御発言の中に、いわゆる健全労働組合運動というのを示す通りの意味で、健全な労働組合運動ということについて、その文字の示す通りの意味で、健全であるならば、これは異存はありませ

で、関係大臣の御出席がなかつたために途中で遮断されております。それはその場合に明らかにいたしておいたところでありませんで。しかしながら審議の進め方の手続上、これを切斷することが困難なような事情になつて参りましたので、逐條審議とこの兩者を兼ねあわせて、質疑を申し上げることにいたしました。

ん。ところが大臣が構想しておいでになる健全なる労働組合運動というものは、相当内容的には意外な方面に情しっているのではないだろうか。そういうふうなことを痛感させられる向きが多々あるわけであります。たとえば一つ例をとつて申し上げますと、さきの四・一二ストのとりやめの場合に、時の殊勳者とも言われる炭労の委員長が、吉武労働大臣によつて非常におくあたわざる諍辭を示されたのでありまして、それはたしか朝日新聞の紙上で労働大臣談話として発表になつたようでありますが、大臣もそのことを御記憶だと思ひます。ところが吉武労働大臣がおくあたわざる諍辭をもつていたしましてその武藤君が、続いて開かれまして炭労の大会において、そのとつた措置が労働者の利益に沿わないし、むしろ労働者の利益を阻止する、障礙する措置であつたという判断に基づきまして、その大会は非常に殊勳を現わしたと賞讃された武藤委員長外数名の不信任ということになつて現われたのであります。しかもその大会の不信任に基づきまして同君は退陣せられた。こういう事実があつたわけでありまして、そこで健全な労働運動というのは、そういう労働者の純粋な要望、見解、そういうものを乗り越したところにあるのか、それとももう少し違つたところにあるのか、そういう疑念が実は起つて参るのであります。従つてこの場合これから法案を吟味いたします重要な要件にもなると思ひますので、先日来繰返し御説明になられました健全労働の問題について、私のそういう疑念を解いていただきたいと思ひます。

○吉武國務大臣 私に健全なる労働組合運動と申しておりますのは、一つは労働組合の認められまして超官であるところの組合主義に立脚すべきものであるという点が一でありまして、なお労働組合運動は合法的でなければならぬという点であります。この二つの点につきまして、終戦後における日本の労働組合のあり方をござらぬいただきまうと、とかく労働運動が労働者の労働条件の維持向上という組合主義の上に立脚しているかといふと、その点はもちろん基本であるには違ひございせんが、往々にしてこれが政治的に利用されて来たといふことも、これは否定できない事実ではなからうかと思ひます。もちろんこれは基本的なものの考え方のところから来るのでありまして、その点は私が中原さんにお話するまでもなく、基本的に政治的な問題を解決しなければ労働者の労働条件の維持改善がないのだという前提に立ちますと、もはや組合主義に立つことは意味がなくなりまして、つまり政治目的の第一主義にならざるを得ないのであります。しかしそうすることが結局労働者のほんとうの目的を達するかと、いと、遺憾ながら逆に行く場合が多いのであります。でありますからやは労働組合といふものは、政治とはかけ離れて全然関係がないとは言ひません。組合運動も政治について関心を持つたれることはけつこうだと思ひますが、どこまでも本質は組合主義の上に立たなければならぬ。そして現実の労働者の生活をいかにして向上させるかという、労働条件の獲得の方に向けられなければならないのではないか。その方法といたしましては、もちろん

非合法であつてはならないのだという点を申し上げているのであります。先般の十二日のストにつきましても、武藤君のとりまされた態度についていろいろ御批判があるであらうしよう。しかしながら私は決して武藤君のとつた態度がいけないとは思ひません。これは私の立場で申し上げるばかりでなしに、将来の日本の労働運動の立場から必ず武藤君が理解されるときが来ると私は思つております。と申しますのは、いたずらにストをやるだけで目的を達するわけではない。政府が修正をするというならば修正を待つてからでもいいじやないかという態度は、私はりつばな態度ではないかと思ふ。ただストを決定したから何でもかんでもストをやるのだといふことでは、方法を誤るものであると私は思つております。不信を食つた食わないといふのは、組合自体のことでありまして、私からとやかくは申しませんが、とかく終戦後における七年間の労働組合運動は、ただ強いことを言う者が勝つ、強いことを言つた者がはたして労働者を救つたか。これは私は人の例をとるのはいかかと思ひますが、かつて土橋君が日本の労働運動の先頭を切つてやつたその当時は、きわめてはなばなしい意気のいいことを言つておりました。その結果はどうなつたか。今日国家公務員及び地方公務員については、重大なる制限を受けたという結果を招来しておるであらうしよう。でありますから私はその点をもつと靜かに考へて、日本の労働運動といふものを末長く榮達させて行くといふ点には、十分お考えを願わなければならぬい、かように存じております。

○中原委員 今私はこの席上で武藤君を批判しようと思つたわけじやなかつたのです。ただ話の運びとしてたまたま引用したのでありますが、一応話のついでですからもう一言つけ加えますが、日をちよつと忘れましたが、二十何日ころでありました。国会記者の人たちによつて経営されておる政経新聞、たしかそういうふうに思ひましたが、探せばすぐわかりますが、たしかそういう名前だつたと思ひます。その新聞によりまして、労働省当局が武藤君やその他数名の、世間の言葉をもつて言ひますと、労働者の指導者諸君と数々の会見をせられた。いわゆる公然の場所における会見には、総評その他の人も入つておつたようでありまして、その新聞の指摘した何となくお会いにおかれたいわけの、系と俗に言われておる指導者諸君とだけお会いになられた。そして何かいふ／＼に誤解を興えるようなことがあつたとか報道せられておりました。私はまさかそのようなことがあらうとは思ひませんが、しかし断じてそうではないと言ひ切ることもできない。最近の労働省当局の労働運動に対する御関心の度合いから考へますと、どんな／＼裏側へ入つて行かれて、労働運動の指導者と密談を交される。こんなことは何だか労働省の当局が構想しておいでになるような、型通りの労働組合運動にすべてを鑑直さしめたい、こういうことがうかがわれるのであります。そうなるて参りますと、労働組合の組織要件から考へますと、とんでもない不当干渉になるのではないか、労働組合といふものはそういうものではないと思ふの

です。労働省の高級官僚諸君が描いていふような労働組合なら、労組組合といふような名前をつける必要がないようにさへ私は思ふ。もう少し労働自身が目ざす、みずから組合運動を發展させて行くといふことが大事なのである。なるほど労働問題に対していろいろ御研究だらうと思ひますが、官僚としての立場から、あるいは国の労働行政をつかさどる立場から労働組合運動の内幕まで入つて行くといふことは、これはどうしても誤解が起らざるを得ないと思ふのです。もちろんそうでなければつこうです、それはともないデマである、毛頭なかつたといふことでもありまうれば、そういう新聞に對してはもとひとつ御抗議が願ひたい。その間の關係を明らかにしたいと思ふのです。どうもその間の關係がさしはさまなければならぬことになつて来る。従ひましてそういうあなたに言われるような健全な労働組合運動といふものは、今日の吉田内閣のもとにおける労働省の高級官僚諸君の構想したタイプのものに當てはまる、労働組合運動、すなわち言ひかえれば、労働者の自主的な意向を官僚的な規制のもとに鑑直して行く、そういう労働組合運動、こういうふうには私どもはやはり理解せずにはおられないのです。民主的といふことをしきりにおつしやいます、それは民主的ではありませう。民主的といふのは、やはりその組合を構成する組合員の意思がおのづから決定する、その決定した方針が民主的なものを構成すると思ふのです。民主的といふことの意味はそこに大きな開きが起つて来るのではないかと。

もちろん組合運動をなるべくあやまちなく育て上げたいという、そのけなげな御熱意に対してはわかりますけれども、遺憾ながらそれは労働者の声とはしばしば背馳するのではないかと、そういうふうに思うのです。従いましてそういう重大な考え方の相違がありますと、せつかく精魂を打込まれました労働諸行政が間違つて来るのではないかと。労働者の立場というものは、そこまでの仕事を委嘱されているのではないと思ひます。だから労働組合のみずからの意思によつて決定し、その意思によつて行動し、発展成長して行くということを可能ならしめるような一つの軌道を承認して行く、與えて行く、そういう努力を払はばけつこうなんです。あとは労働者自身が決定いたします。そういうふうには私には考えますので、いろいろのお骨折りにもかかわらず、私も私ではあるまいや、私を言わなければならぬ立場に追い詰められております。従つて、先般も申し上げたことですが、あなたの打出されます労働諸政策は、どういふものか日経連などの代表者の御発言とまったく一致する、しばしば、相近似している。これは先日来の公述人の公述によつてもだれでもが気がついたところでありました。そうすると政府というもの、その性格は、今日の段階においては日経連の労働政策の線に接近する、そういうところにある。現在の吉田内閣の労働政策があるのではなからうか、こういうことになつて参ります。別にふしぎはないと思ひますが、しかしそういう事実を私どもはやはりここで指摘しなければならぬような條件に追い込まれて来たものと思ひます。ただいまも

健全労働組合の要件の一つとして合法的に行動すべきであるということと言われまして、私も同感であります。合法的に行動すべきであります。そんなら合法的とはどういう意味で、どういふケースが合法的かと言ひますと、たとえば十八日のストライキは悪法に対する反対を至上の闘争目標としてゼネストを取行しました。もちろんその解釈によりましてはその悪法なるものが、従つて労働者に辛うじて付與されました労働権をさへも守ることができなくなる、それができなくなることによつて労働者の経済的な立場が恐るべき不利条件になつて来る、こういう認識のもとにまず法的な権益の防衛、獲得という線があるところにストライキとして盛り上つて来たものとも見られるのであります。その他のいろいろ問題もからみ合つておりましたから、一概にそうも言えませんが、とにかくそういう点が、大臣のお立場から考えればはなはだ不満な点であらうと思ひます。そんならそれが合法的でないものであるか、どういふ点がそれが非合法的なのか、俗に言つてみれば、政治ストライキとかいうような名前がこれと呼ばれていふやうであります。政治ストライキという名前でもよろしい、名前は何でもよろしいとして、そういうストライキが、政治的なストライキを対象として盛り上げた闘争であるから、これは合法的でない、法を守らないものであるという認定をもしお持ちになるといたしましなれば、それは一体どういふことなるのであります。ここにまた一つの疑問が出て来るわけでありました。たとえば十八日の闘争、その他政治ストある

いはゼネストという言葉でも今言われようであるが、そういう一連の争議形態というものは、これはどうして合法的でないのか、その点をひとつ伺つておきたい。

○吉武國務大臣 組合についての御見解でございまして、私も労働組合を私どもの言ひなりにするといふような考えは持つておりません。しかし私どもの労働組合に対する基本的な考えは、お話のごとく自主的にきめて行くことである。私どもに組合のあり方を見ますと、今までの労働組合は、組合自体の自主的なもので進めるかといふと、どちらかといへばある特殊の政党、特殊の人によつて利用されがちであつたきらいはなかつたといふふうで考へております。もし労働組合が労働組合員の意思によつて決定し行動する、それが單なる形式にあらずしてほんとうにそうであるならば、私は日本の労働組合というものは健全に育つたであらう、また現に健全に育ちつてございまして、今までのいろいろ批判されている一つの大きな原因は、労働者の大衆というものが一部の者によつて利用されがちであつたところになつたかといふ点を、ひとつお考え願ひたいと思ひます。私はこれを自由党の思ひやうになる組合にしようなどという考へは毛頭ございせん。

それから合法的であるかないかという問題について十八日のストを引例されておられますが、これは先般の委員会でも私申し上げましたように、ストライキを憲法第二十八條によつて保障するゆえんのもの、労働関係の紛争に對し、労働者の労働条件の維持改善のために、最後の手段として許されてお

るのであります。でありますから、自分の政治的見解を異にする、たとえあの法律はいやだ、あの條約はいやだ、その政治的見解を貫くためにストライキ権を發動するといふことでございしますれば、それはすでに憲法の保障している問題でないことは自明であります。これは私も日本の憲法について解釈するばかりでなく、政治目的達成のためのストライキは許されるものでないといふことは、よその国、イギリスでありまして、たしかフランスにありまして、さういふことです。アメリカにおきましては、さういふことは行つておりませんから必要はございせん。またこの政治的な目的のためにやるストライキ、すなわち労働者の労働条件の維持改善のために使用者側との交渉の手段としてやるストライキ以外のストライキは、これは合法的でないといふことは日本の判例もすでに認めておるところであります。でありますから、そういうストライキは合法であるといふことが中原さんの御意見であればともかくといたしまして、私も、これは国際的に見まして、また日本の判例におきましても認められていないもの、だといふ確信を持つております。

○中原委員 憲法第二十八條が勤労者に付與しました権利といふものは、使用者側を対象として團結し、あるいは団体交渉し、団体行動する、こういうふうに言われておるのですが、さうなりますと、やはり私は憲法第二十八條は——こんなことを言ひ出しますとまた自由党側からやじが出ると思ひますけれども、これはやはり吟味しなければならぬと思ひます。憲法第二十八條といふものは、さういふふうには經營者であるいは資本家を対象として規定して來られたと思ひます。だからこれは違ふと思ひます。第二十八條といふのはやはり基本権として規定されたものでありまして、その基本権の中から出て労働組合法の一條がさういふことを規定したと私は思ひます。でありますから労働組合法の規定した範囲内における場合と、憲法が規定した範囲内における場合とはおのずから範囲が違ふわけですから、従ひまして労働者が經營者を対象として経済権を維持改善するためにいろいろ交渉をし、いろいろな闘争を展開いたします場合に、その外をわくとして締めて行くものが法律、規則、命令等々なのです。そこで法律、規則、命令等々なる以上は、やはりこの法律、命令、規則等をわれわれは非常な吟味し、これのわくを越えまいとして非常な心を配るわけですから、さうであつてみれば、その制約づけようとするところの法律、命令、規則等々の改正が問題になつた場合、しかもそれが端的な言葉で申すすれば改悪されて行く、あるいはきよまで保障されておりましたその權益の水準をさへ侵されようとする。それをもしやられてしまへば、その線から經營者側とどういふやうな交渉を進めましても、そのわくに頭を打たれまして、労働者の経済的、社会的立場というものは防衛できないといふことになつて参るのではありません。そこで労働者は經營者を対象として交渉するといふことだけでは、さういふ自分のきよの立場が守れない。しかも經營者側の方は、今日

の現行法規というものが、これは資本主義社会の避くべからざる傾向の本質なのでありますが、どうもその法律解釈というものが、しばしば法律の制定のときめ等においては、何といましても妙な概念ができてしまつて、あたりまえだと思ふことを、うつかりあたりまえだと思つて調べてみれば、資本家的立場に立つてのあたりまえといふことになつて来るのです。そういうような場合に、しばしばこの法律が労働者の権益を侵すことがあたりまえであるかのような印象を興える。しかしほんとうにその本質を知つた者としては、それはそれは行かない。ことに労働者は自分自身が身をもつてそういうことを経験するのでありますから、こういうわくをはめられてしまつたのは、それで頭を打たれてしまつて、新しい生活どころか、きようまでよく維持して来た線をさえ維持できなくなる。そこでこの法律だけはどうしてもやめてもらいたい。あるいは廃止してもらいたい。あるいはわれ／＼が言うように改正してもらいたい。こういうことを要望するわけですが、そういう要望が大衆的な行動となつて現われて参りますのが、あなたの言葉をかりれば政治ストライキということになるのでしよう。そうであつてみれば、その政治的ストライキを行うことによつてでなければ、今日の常識で守られておる資本主義の立場における法律の力の加担というものは経営者側の方にほとんど移つてしまふ。でありますから対等の立場なんというものはとうていそこに保障されようもない。そこで政治的にも社会的にも対等の立場を堅持して行くためには、あるいはそれを守つ

て行くためには、何としてでもその闘いを貫き通して法の改悪を防ぎ、あるいは防遏法規を拒否して行かなければならない。そこにおのずから起つて来る抵抗というものがあつたやうな闘いという形をとるわけですが、だからストライキを行うことによつてむしろ秩序整然とした闘いになるわけですが、これを個人々々でやつたら大騒動です。とんでもないことになつてやう。だからそこに今日の労働組合が取上げております。そういうつたゼネラル・ストライキの形というものは、これは今日の資本主義機構内における正常な闘いとして当然承認されなければ、労働階級は立つ瀬がない、私はこういうことになつて来るように思ふのです。これをしても合法的ではないと言つてしまつたならば、これが非法であるという規定づけをするためには、一体何という法律がありますか。何という法律の第何條にそういうことが規定してありますか。これもひとつお伺いしておきたい。

○吉武国務大臣 中原さんは憲法二十八條において保障する事項と憲法二十一條において保障する事項とをチャンボンにしてお考えになつてゐるのではなかつたかと思ふ。政治的な見解を異にし、政治的な目的を達成するための集会、結社の自由及び政治活動の自由は憲法二十一條が保障してゐる。今言つた労働者の労働条件の維持改善に關して使用者側と対等の立場において団体交渉をし、そうして必要によつては手段としてのストライキ権をも認めるというものが憲法二十八條の保障してゐる労働権でございます。でありますから、今申されたやうな法律であるとか

制度であるとか、その政治のあり方について意見を持たれることは、国民である以上は当然でありましよう。労働者諸君といへどもお持ちになることは自由であります。その達成のために集会をし、結社をし、あるいは政治活動をするといふことは、これはもちろん保障されるものであります。ところが、これは憲法二十一條の言つてゐること。労働組合を認め、団体交渉を行ひ、そうして争議権を許しておるといふことは——争議権といふのは、御承知でありましようが、普通の場合においては、これは営業妨害であるとかあるいはい／＼な法律に触れるのであります。しかしこの団体交渉を行う場合においては、その点は違法性を阻却するといふことにおいて憲法二十八條が保障してゐる。でありますから使用者と何らの関係のない破防法が通るか通らぬかといふことは、使用者と交渉して労働条件が上るわけでも何でもない。それを許すといふことは、先ほど申しましたやうに日本の憲法の解釈といたしましても許されてゐないばかりでなしに、よその国におきましても許してゐないものであります。日本の判例においても、すでにそういうものはいけないという判例も出ておるわけでありまう。中原さんが言われるやうに、政治に對して労働組合といへども意見を持たれることは私否定しておるわけでありません。それがために二十一條の集会、結社、あるいはそれに対する政治活動をするとは、その範圍においてはいないだらう。しかしそのためにストライキもよろしいといふことはどこから来るのでありますか。そんなものはないのであります。ですから

この前も申し上げましたやうに、どうもあの政府はおれたちとしては氣に食わないから、それを倒すために電氣を消す、鉄道を止める、石炭も掘らない、これも合法的だといふのでしたら、議會政治といふものは成り立たない。でありますから、中原さんのやうな考えを持たれる思想もありませんが、しかし遺憾ながらそれは今日の民主政治下においては認められてゐない。

○島田委員長 ちよつと中原君に御注意いたしますが、あなたの持ち時間は五分前に過ぎております。今は委員長で操作をしておるしんしやくの時間です。それから、そのつもりでお願いします。

○中原委員 最後の御回答は、私の質問点から避けておられます。私は何という法律の第何條によつておるのかといふことをお尋ねしたつもりであります。二十八條、あるいは二十一條については議論は何ほでもできます。これはきよう一日やりましては盡きませぬ。あなたも相當意見を持つておられます。そう簡単にはこの問題は解決しないのでしよう。ただこでこでいふことを承つておきたい。これは仄聞するところでありまうから、実は実証は持つておるのですが、その程度でいいと思ひます。内閣の官房あたりに最近妙な声が出ておる。それはどういふ声かといふと、当面の労働政策、これは具体的に第三波の総評あたりのストライキですが、それを何とかして国民と遊離して行くといふところに重点がある。同時にこれからの労働争議は、そこにいる／＼な勢力を払いながら、政治ストといふ形に追い込んで、かつそれを政治ストなりと規定して宣伝して行く、あらゆる宣伝機關をそこに総動員して行く、こういうことが当面の労働政策の中心である、こういうやうなうわさを聞くのです。そういううわさを聞けば、それがまさか單なるうわさではなくて、どうもそういう方向へどんどん進んで行つてゐるやうに見える。だからこれは私が耳が悪くて聞きそこなつたのではなくて、どうもそういう動きがあるのではないかと思ふ。そういう基本的な観点に立たれて労働問題を考え、対策を考えられるといふことになれば、われ／＼労働階級としてはとんでもないことだと思ふのです。そういうやうな方針がかりに内にありましようとも、その動きがやはり表面に現われて来て、あなたの言葉を拜借すれば、健全な労働運動などといふことができつけないと思ふのです。それではとても手も足も出ない。がんにがらにされたその形で辛うじてかのやうな声で労働者の権益を叫ぶにすぎない、こういうことになります。本来労働者に團結権、団体交渉権を興えたいといふのは、そういう保障がなければ、労働者を人並の水準に高めることができないといふ現実の事情からです。そういうところに問題があるわけですが、やもすればよくアメリカの労働運動がどうとか、イギリスがどうとかいふ引例がこでこでよく引かれます。もちろんわれ／＼は諸外国のそれを見なければならぬけれども、諸外国の労働条件と日本の今日の労働条件とは大きな開きがある。でありますから、私は日本の立場に立たなければ妥當適切な判断が出来ないと思ひます。いづれにいたしましても、そういうことを耳にいたします。これについてもちろ

んあなたがそういうことを断言なさるはずはないと思えますけれども、それはいかがですか。そういうことがわれわれの耳に伝わっておりますことと、今日のあなたの方の労働諸政策のあり方を考えますと、やはりここにも一つの一致した符合が見付かるように思えるのです。こういう点につきましていかがでありましょうか。それと先ほど申し上げましたセネストが非合法であるという根拠をもつと具体的に、何法の何條の何に該当するということを示していただきたい。

○吉武国務大臣 お話では、内閣では何か総評を政治ストに追い込むのではないかと言われますが、これは率直に言つて、私はそういうストをやられると組合の将来のためにもよくないということを誠意を持って言つておるわけでありまして、でありますから追ひ込むのではない。むしろそういうことをおとりやめになつたらどうかということをしよつちゆう言つておるわけでありまして、それでも総評の方がやると言つておるようで、私ははなはだ遺憾に思つております。私は確信を持って申し上げる。中原さんのような見解をもつて労働組合を指導されますと、きつと誤ります。これは私があなたに申し上げてはなはだ失礼でありますけれども、おやりになつた結果からごらんになると組合のためにならない。だれが見ても政治目的の達成のためにストをやつてよいのだということが通るはずはないのであります。それを当然だ当然だと言われますと、労働者側は中原さんがそういうからいいのだらうと思つてやり出すと、やつた結果はかえつて労働組合を拘束されるようになり

ます。ですからその点は決して私は自由党内閣だからどうだからなどという意味で言つておるのではないのでありまして、やはり日本の労働組合は健全に長く育つて行くべきであると思ふからこそ言つておることでありまして、どうぞ誤解のないようお願いいたします。

○中原委員 ただいま発言の時間のことについて委員長の方から話がありましたが、私の逐條質問は当然残つておりますから、逐條質問はぜひともやらしていただきたい。逐條質問をいたしませんと、出ております三法案に対する私どもの疑問が解けません。

○島田委員長 ちよつと中原さんに申し上げますが、大體総括、逐條合せて各党の割当時間は、あなたの方は特に人数に制限なく一人前の時間して一時間を用意しておつたのですが、それがすでに一時間四十分になつておる。それで総括質疑はお開きしておりますかと、あなたは政治ストを合法化しようという質疑にばかり終始しておつて、とうに逐條審議に入つてもらえるものと私もしびれをきらしておつたのだと、今から逐條質疑ということになりますと、たいへんな時間になつておるのです。この辺で打切られてはどうですか。

○中原委員 ただいま政治的なストを合法化しようという質疑と言われますが、具体的な御回答が得られないのでお尋ねしておるのです。ただいまの御答弁ではつかみどころがありません。憲法なら憲法でよろしい、第何條の何に該当するか、そうしてそれに伴うて單獨法ではこれにあるということをお示し願えればいいわけでありま

す。それがいいから解決しないわけですか。これは政治的なストライキであるかないかという議論のち合せということになるわけでありまして。総括質問につきましてはもうこれ以上論議しようとは思いません。結局御回答がないというふうにだけはつきり申し上げて、逐條質問に入りたいと思ひます。きよう時間がありませんでしたら、まだ青野さんも残つておりますし、熊本君も残つておるようでありまして、またその他の人がまだ残つておるようでありますから、そのときにしたいと思ひます。

○島田委員長 中原君にだけ多く時間を與えることはできないのでありまして、逐條審議のためになお十分だけ明日余給をとることにいたしますから、その程度でひとつきようはがまんしていただきたいと思ひます。

それでは次会は二十三日午前十時より開会いたすことにして、今日はこれで散会いたします。

午後五時十一分散会

昭和二十七年六月七日印刷

昭和二十七年六月九日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷 庁